

深 川 市

住 生 活 基 本 計 画



平成 31 年 3 月

北海道 深川市

目 次

1 章 はじめに	1
1 計画の目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 策定体制	2
2 章 深川市の住宅事情の特性	3
1 自然的概況	3
2 人口・世帯	5
3 住宅ストック・フロー	16
4 居住水準	21
5 住宅市場	23
6 公営住宅	25
7 まちなかの現況	32
3 章 関連計画の位置づけ	34
1 上位計画	34
2 市の上位計画	38
3 市の主な関連計画	39
4 章 前回計画の進捗状況	47
1 施策の進捗状況	47
2 住宅関連助成事業の実績	52
5 章 課題の整理	54
6 章 住宅施策の理念・基本目標	58
1 基本理念	58
2 基本目標	58
7 章 住宅施策の方向性	59
1 子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり	60
2 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり	61
3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	62
4 自然エネルギーなどを活用し、冬温かく快適な北国住宅の整備	63
5 住み慣れた暮らしを継承していくための既存住宅の改修	64
6 空き家の適切な維持管理と情報の提供	65
7 地域の住宅関連産業との連携	66
8 まちなか・農村市街地など住み続けられる住環境の維持・向上	67
参考資料	68
1 策定体制	68
2 策定経緯	72

1章 はじめに

1 計画の目的

深川市は、平成 15 年度に「深川市住宅マスタープラン」、平成 21 年度に「深川市まちなか居住等推進計画」、平成 25 年度に「深川市住生活基本計画（計画期間平成 26 年度～35 年度）」を策定し、良好な住宅・住環境の形成を推進してきました。

国は、平成 18 年度に住生活基本法を制定し、新たな住宅政策を示す「住生活基本計画（全国計画）」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化等に鑑み、平成 28 年 3 月に全国計画を改定しています。北海道においても、全国計画の改定を受けて、平成 29 年 3 月に「北海道住生活基本計画」の見直しを行っています。

このような背景のもと、深川市では「深川市住生活基本計画」について、計画策定後 5 年が経過し、今後更なる少子高齢化の進展、人口減少等の社会動向情勢の変化への対応が求められることから、国や北海道の計画等を踏まえ、誰もが安心して快適に暮らすことができる住まい・まちづくりの実現を目指し、本市が抱える住宅に関する諸課題の解決に向けた新たな住宅施策の展開を図ることを目的に計画の中間見直しを行いました。

2 計画期間

10 年間（平成 31～40 年度）

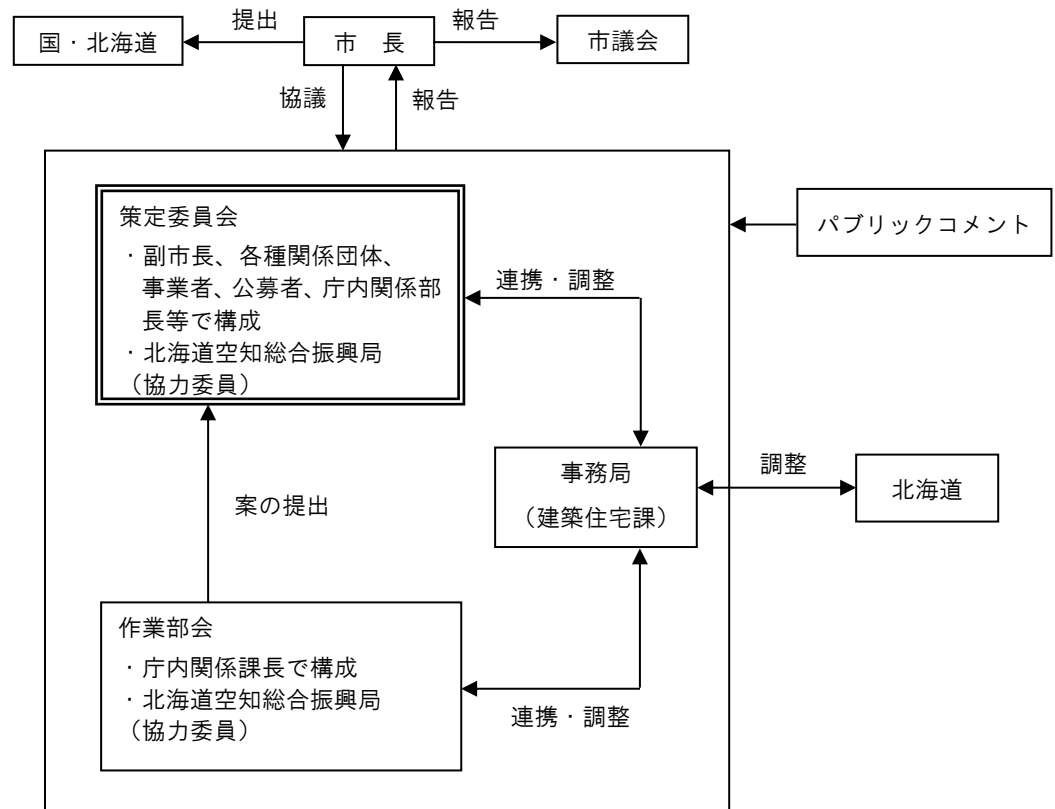
なお、社会経済動向の変化に対応して、必要に応じて中間年次に計画の見直しを行うこととします。

3 計画の位置づけ

本計画は「第五次深川市総合計画」の住宅部門の施策の指針を示す基本計画と位置づけるとともに、「北海道住生活基本計画」と整合をとり、あわせて本市の関連計画との連携による効果的な施策展開を図る、総合的な住宅・住環境づくりの指針を担う計画とします。

4 策定体制

本計画は、建築住宅課が素案を作成し、庁内関係課と協議を行い、協力委員である北海道（空知総合振興局）と連携を図り、策定委員会の審議を経て策定します。



2章 深川市の住宅事情の特性

1 自然的概況

(1) 深川市の位置

深川市は北海道のほぼ中央に位置し、面積約 530 平方キロメートル、東西 22 キロメートル、南北 47 キロメートルです。



図 2-1 深川市の位置

(2) 地勢、土地利用

市の北部から南に雨竜川が、南部には、北海道第一の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開ける平地に市街地と水田、畑が形成されています。

表 2-1 地目別面積

(単位:km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	91.32	29.94	8.94	0.97	291.35	23.84	6.89	75.98	529.23
	17.3%	5.7%	1.7%	0.2%	55.1%	4.5%	1.3%	14.4%	100.0%

資料：平成 29 年北海道統計書

(3) 気候

深川市の気候は、やや内陸的で北海道各都市の中では中ようを示し、四季の移り変わりを体感することができます。

平成 25～29 年の平年値で最高気温は 33.6℃、最低気温は-26.6℃で、年間の平均気温は 6.9℃です。最深積雪は 138 cm です。

表 2-2 月別気象概要 (平成 29 年)

	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)				
1 月	11.0	-8.5	5.1	-26.5	2.6	91.3	104	72
2 月	34.0	-5.7	5.5	-23.5	2.9	68.5	149	83
3 月	8.5	-1.8	6.2	-13.3	2.8	196.2	54	71
4 月	46.5	5.7	20.5	-7.7	3.8	182.8	0	24
5 月	53.5	12.9	25.7	0.4	3.4	204.3	0	0
6 月	112.0	14.7	27.2	3.9	3.1	157.6	0	0
7 月	132.5	21.4	32.2	12.6	2.4	185.1	0	0
8 月	110.5	19.8	30.3	8.4	2.6	152.6	0	0
9 月	146.0	14.9	26.2	1.6	2.8	168.3	0	0
10 月	117.5	8.3	19.8	-2.5	2.9	130.4	0	0
11 月	138.5	1.9	15.9	-14.1	3.6	52.0	83	23
12 月	52.5	-5.0	7.8	-16.0	3.7	48.0	213	66
全年	963.0	6.6	32.2	-26.5	3.1	1,637.1	603	83

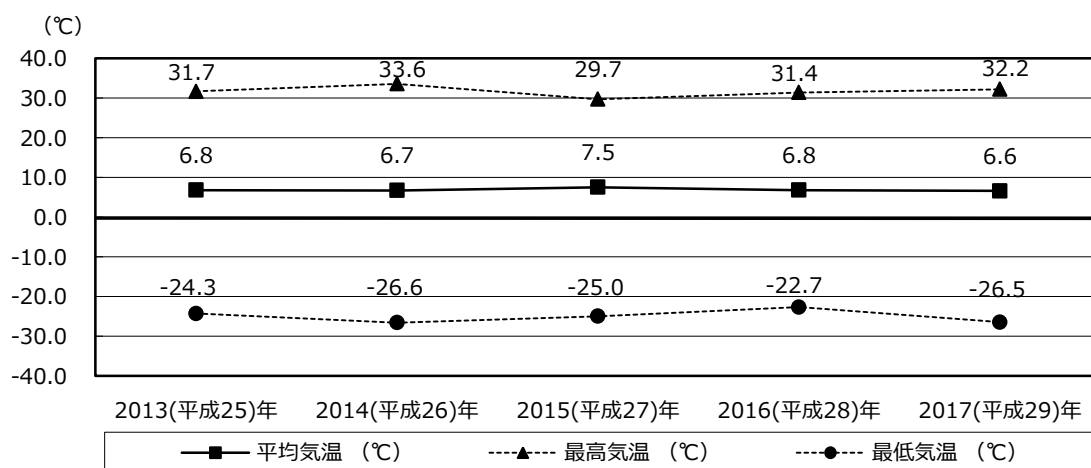
資料：気象庁ホームページ

表 2-3 年次別気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	年間 日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)				
2013(平成 25)年	997.5	6.8	31.7	-24.3	3.3	1,513.2	747	138
2014(平成 26)年	1,113.0	6.7	33.6	-26.6	3.1	1,830.2	722	121
2015(平成 27)年	891.0	7.5	29.7	-25.0	3.3	1,674.1	707	100
2016(平成 28)年	1,032.5	6.8	31.4	-22.7	3.3	1,637.0	885	82
2017(平成 29)年	963.0	6.6	32.2	-26.5	3.1	1,637.1	603	83
平均	999.4	6.9	31.7	-25.0	3.2	1,658.3	733	105

資料：気象庁ホームページ

図 2-2 年次別気象概要



2 人口・世帯

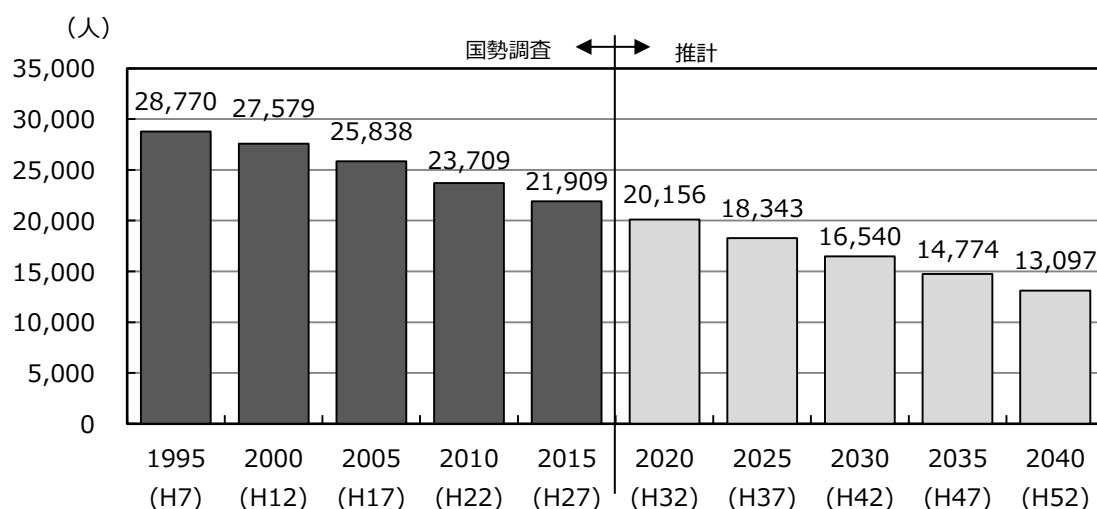
(1) 人口

深川市の人口は 2015（平成 27）年国勢調査で 21,909 人です。

1995（平成 7）年からの 20 年間で人口は 6,861 人、約 24%の減少を示しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口では、今後は減少が続き、2020（平成 32）年で 20,156 人、2025（平成 37）年で 18,343 人、2030（平成 42）年で 16,540 人と推計されています。

図 2-3 深川市の人口の推移



資料：1995（平成 7）～2015（平成 27）年「各年国勢調査結果」（総務省統計局）、
2020（平成 32）～2040（平成 52）年は国立社会保障・人口問題研究所推計値

表 2-4 総人口の推移の比較

（単位：人）

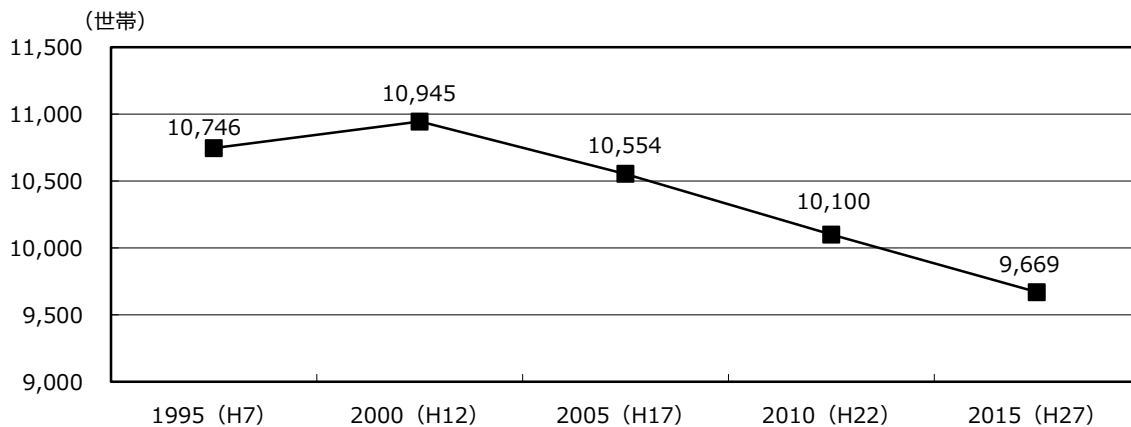
	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2015(H27) ／1995(H7)
北海道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	0.95
市部	4,249,121	4,389,368	4,410,600	4,449,360	4,395,172	1.03
空知管内	402,394	384,440	363,642	336,254	308,336	0.77
深川市	28,770	27,579	25,838	23,709	21,909	0.76

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(2) 総世帯数

世帯数は2015（平成27）年国勢調査で9,669世帯です。2000（平成12）年をピークに減少に転じており、20年間（1995（平成7）～2015（平成27）年）の推移をみると10%の減少となっています。

図 2-4 総世帯数の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-5 総世帯数の推移

	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2015(H27) / 1995(H7)
北海道	2,187,000	2,306,419	2,380,251	2,424,317	2,444,810	1.12
市部	1,678,719	1,820,723	1,901,288	1,989,236	2,021,698	1.20
空知管内	149,790	150,068	147,785	141,174	133,873	0.89
深川市	10,746	10,945	10,554	10,100	9,669	0.90

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

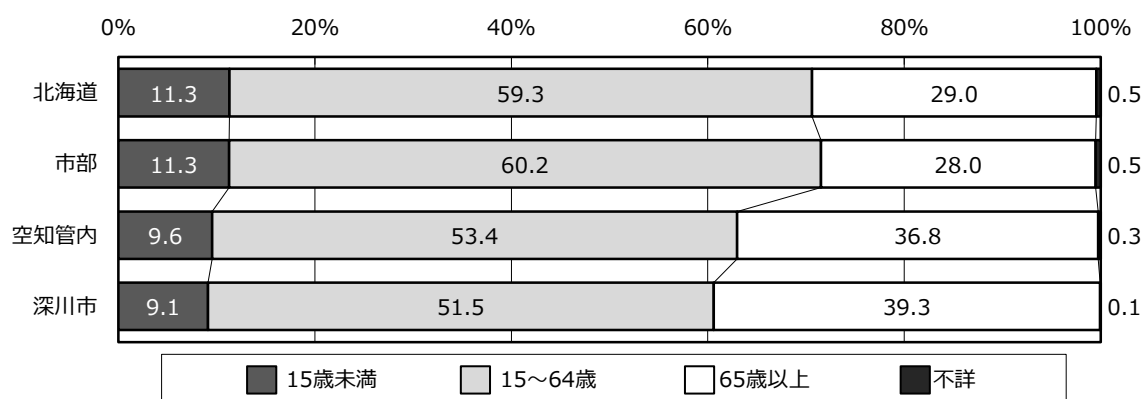
(3) 年齢別人口

年齢別人口をみると、2015（平成 27）年国勢調査で、年少人口（15 歳未満）が 1,995 人（9.1%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 11,281 人（51.5%）、高齢人口（65 歳以上）が 8,616 人（39.3%）となっています。

これらの割合は、全道、市部、空知管内と比較して、年少人口、生産年齢人口ともに割合が低く、高齢人口は高くなっており、15 年間（2000（平成 12）～2015（平成 27）年）の推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少、高齢人口は増加傾向にあります。

特に、高齢人口は総人口が減少する中、15 年間で 1.2 倍以上と急速に増加しています。

図 2-5 年齢別人口構成比の比較



資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

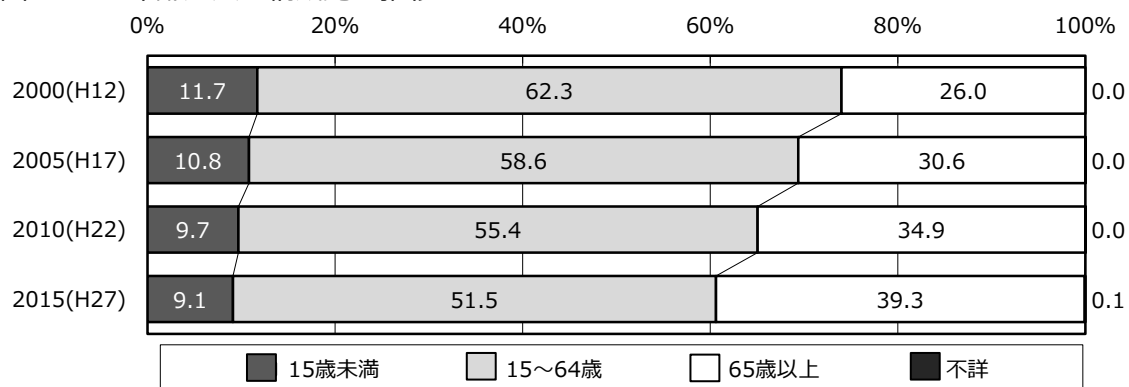
表 2-6 年齢別人口の比較

（単位：人）

	15 歳未満 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上 (高齢人口)	不詳	総人口
北海道	608,296 11.3%	3,190,804 59.3%	1,558,387 29.0%	24,246 0.5%	5,381,733 100.0%
市部	495,348 11.3%	2,647,395 60.2%	1,229,242 28.0%	23,187 0.5%	4,395,172 100.0%
空知管内	29,459 9.6%	164,738 53.4%	113,364 36.8%	775 0.3%	308,336 100.0%
深川市	1,995 9.1%	11,281 51.5%	8,616 39.3%	17 0.1%	21,909 100.0%

資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-6 年齢別人口構成比の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

注：本計画における構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

表 2-7 年齢別人口の推移

(単位：人)

	15歳未満 (年少人口)	15~64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (高齢人口)	不詳	総人口
2000(H12)	3,227 11.7%	17,179 62.3%	7,173 26.0%	0 0.0%	27,579 100.0%
2005(H17)	2,789 10.8%	15,142 58.6%	7,905 30.6%	2 0.0%	25,838 100.0%
2010(H22)	2,295 9.7%	13,128 55.4%	8,284 34.9%	2 0.0%	23,709 100.0%
2015(H27)	1,995 9.1%	11,281 51.5%	8,616 39.3%	17 0.1%	21,909 100.0%

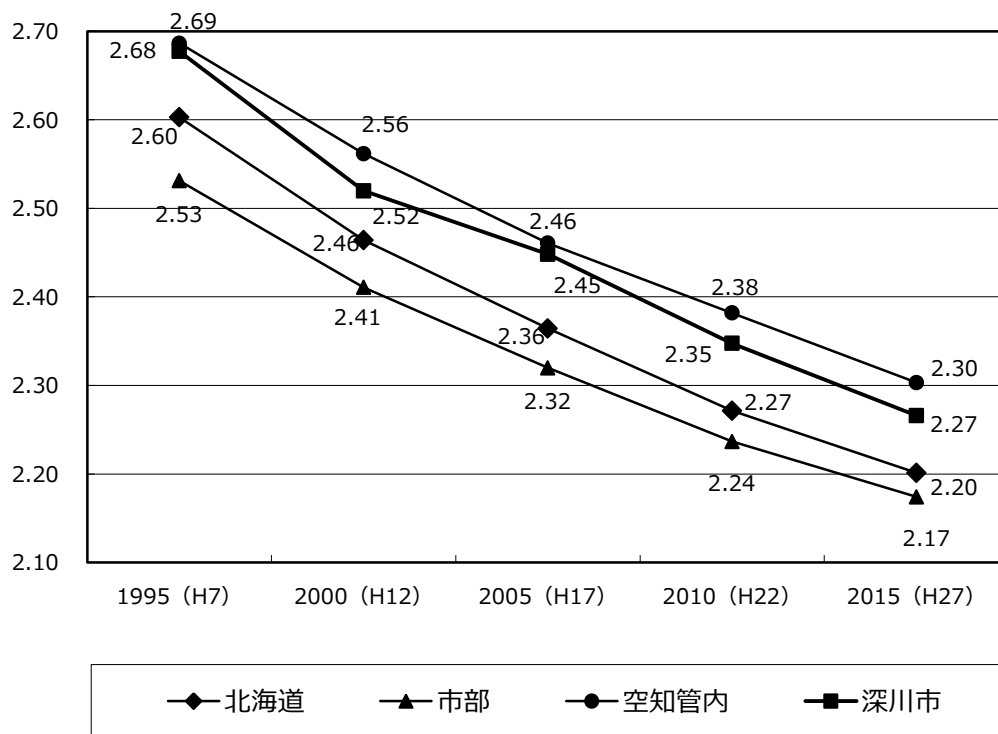
資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(4) 平均世帯人員

平均世帯人員は 2015（平成 27）年国勢調査で 2.27 人／世帯であり、全道、市部平均と比較して世帯規模が大きく、空知管内平均と比較して小さくなっています。20 年間（1995（平成 7）～2015（平成 27）年）の推移をみると、全道、市部、空知管内とともに世帯規模の縮小化が見られます。

図 2-7 平均世帯人員の推移の比較

(人/世帯)



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-8 平均世帯人員の推移の比較

(単位：人/世帯)

	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2015(H27)／ 1995(H7)
北海道	2.60	2.46	2.36	2.27	2.20	0.85
市部	2.53	2.41	2.32	2.24	2.17	0.86
空知管内	2.69	2.56	2.46	2.38	2.30	0.86
深川市	2.68	2.52	2.45	2.35	2.27	0.85

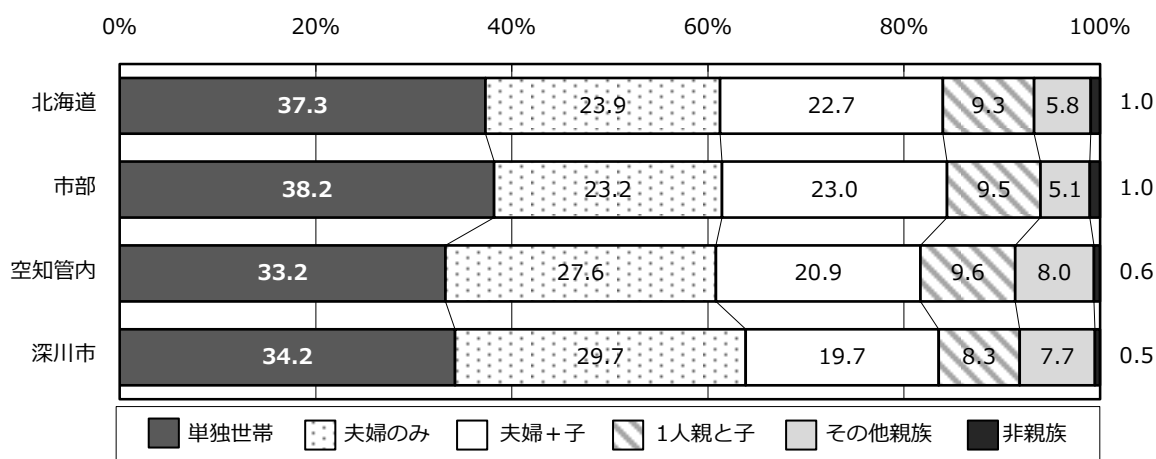
資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

（５）家族類型別世帯数

家族類型別世帯構成比をみると、2015（平成 27）年国勢調査では、「単独世帯」が 34.2%で最も高く、以下、「夫婦のみ世帯」が 29.7%、「夫婦＋子世帯」が 19.7%となっています。全道、市部、空知管内と比べると、夫婦のみの割合が最も高く、夫婦＋子世帯の割合が最も低くなっています。

15 年間（2000（平成 12）～2015（平成 27）年）の推移をみると、単独世帯の割合が増加し、夫婦＋子世帯は減少となっています。

図 2-8 家族類型別世帯数の比較



資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

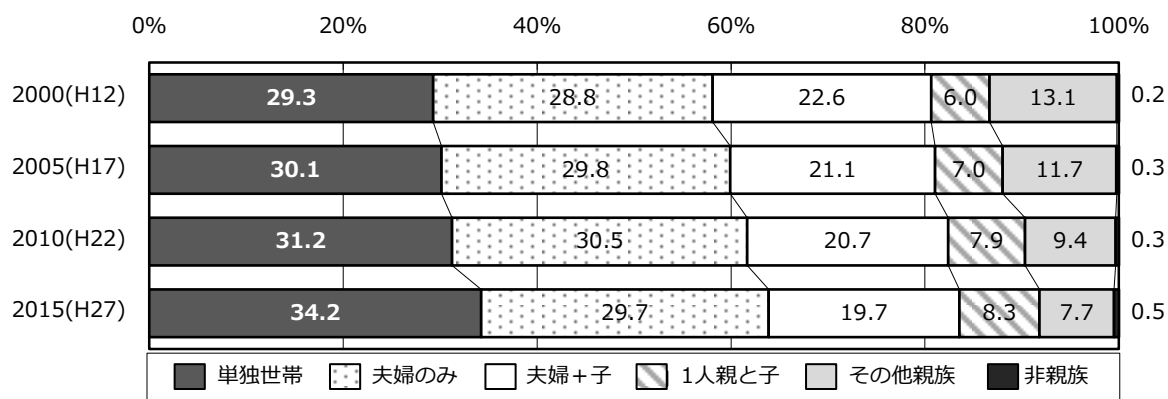
表 2-9 家族類型別世帯数の比較

（単位：世帯）

	単独世帯	夫婦のみ	夫婦＋子	1人親と子	その他親族	非親族	合計
北海道	909,106 37.3%	583,361 23.9%	553,149 22.7%	227,308 9.3%	140,277 5.8%	23,175 1.0%	2,436,376 100.0%
市部	769,892 38.2%	468,482 23.2%	462,583 23.0%	191,908 9.5%	101,821 5.1%	20,606 1.0%	2,015,292 100.0%
空知管内	44,291 33.2%	36,787 27.6%	27,819 20.9%	12,846 9.6%	10,707 8.0%	831 0.6%	133,281 100.0%
深川市	3,297 34.2%	2,858 29.7%	1,895 19.7%	797 8.3%	740 7.7%	49 0.5%	9,636 100.0%

資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-9 家族類型別世帯数の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-10 家族類型別世帯数の推移

(単位：世帯)

	単独世帯	夫婦のみ	夫婦＋子	1人親と子	その他親族	非親族	合計
2000(H12)	3,193 29.3%	3,143 28.8%	2,460 22.6%	657 6.0%	1,431 13.1%	24 0.2%	10,908 100.0%
2005(H17)	3,171 30.1%	3,136 29.8%	2,226 21.1%	734 7.0%	1,234 11.7%	28 0.3%	10,529 100.0%
2010(H22)	3,146 31.2%	3,068 30.5%	2,087 20.7%	798 7.9%	943 9.4%	33 0.3%	10,075 100.0%
2015(H27)	3,297 34.2%	2,858 29.7%	1,895 19.7%	797 8.3%	740 7.7%	49 0.5%	9,636 100.0%

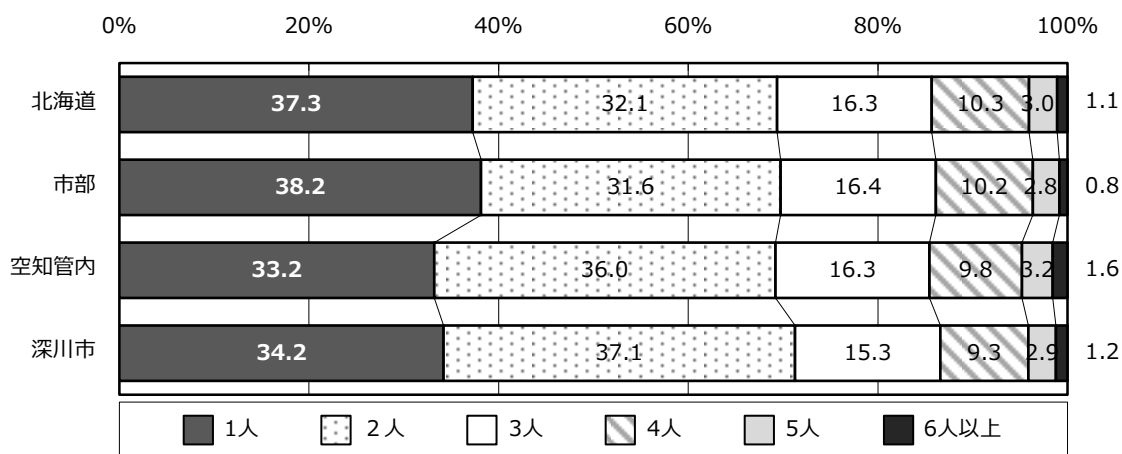
資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(6) 世帯人員別世帯数

世帯人員別世帯構成比をみると、2015(平成 27) 年国勢調査では、「2 人世帯」が 37.1%で最も高く、以下、「1 人世帯」が 34.2%、「3 人世帯」が 15.3%、「4 人世帯」が 9.3%となっています。1～2 人の小規模世帯は約 7 割を占め、全道、市部、空知管内と比べて高くなっています。

15 年間(2000(平成 12)～2015(平成 27) 年)の推移をみると、1 人世帯の割合が増加、3 人以上の世帯は減少となっています。

図 2-10 世帯人員別世帯数の比較



資料：「2015(平成 27) 年国勢調査結果」(総務省統計局)

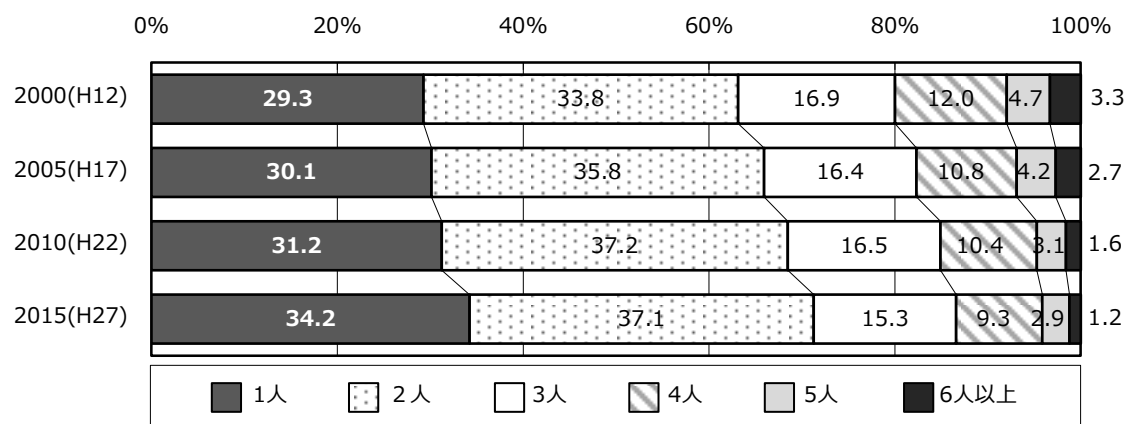
表 2-11 世帯人員別世帯数の比較

(単位：世帯)

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上	合計
北海道	909,106 37.3%	782,444 32.1%	397,985 16.3%	249,980 10.3%	72,728 3.0%	25,963 1.1%	2,438,206 100.0%
市部	769,892 38.2%	636,843 31.6%	330,267 16.4%	206,422 10.2%	56,502 2.8%	17,135 0.8%	2,017,061 100.0%
空知管内	44,291 33.2%	47,985 36.0%	21,679 16.3%	13,005 9.8%	4,323 3.2%	2,074 1.6%	133,357 100.0%
深川市	3,297 34.2%	3,571 37.1%	1,477 15.3%	893 9.3%	281 2.9%	117 1.2%	9,636 100.0%

資料：「2015(平成 27) 年国勢調査結果」(総務省統計局)

図 2-11 世帯人員別世帯数の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-12 世帯人員別世帯数の推移

(単位：世帯)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合計
2000(H12)	3,193 29.3%	3,692 33.8%	1,842 16.9%	1,310 12.0%	509 4.7%	362 3.3%	10,908 100.0%
2005(H17)	3,171 30.1%	3,768 35.8%	1,728 16.4%	1,137 10.8%	442 4.2%	283 2.7%	10,529 100.0%
2010(H22)	3,146 31.2%	3,751 37.2%	1,658 16.5%	1,044 10.4%	315 3.1%	161 1.6%	10,075 100.0%
2015(H27)	3,297 34.2%	3,571 37.1%	1,477 15.3%	893 9.3%	281 2.9%	117 1.2%	9,636 100.0%

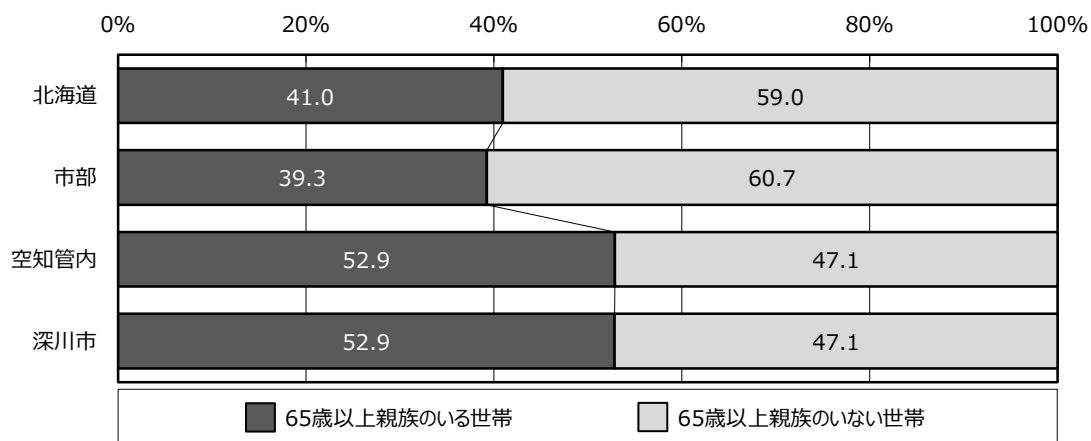
資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

（７）高齢者親族のいる世帯

一般世帯（9,636 世帯）のうち、65 歳以上の高齢者親族のいる世帯は 5,094 世帯で 52.9%を占めています。

15 年間（2000（平成 12）～2015（平成 27）年）の推移をみると、増加傾向であり、65 歳以上の高齢者親族のいる世帯数の割合は、15 年間で約 1.2 倍に増加しています。

図 2-12 65 歳以上の高齢者親族のいる世帯数の比較



資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

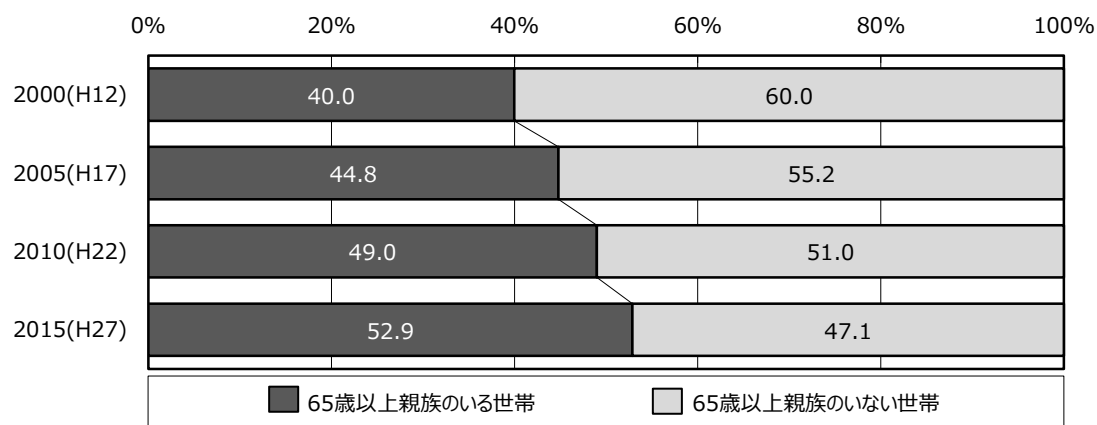
表 2-13 65 歳以上の高齢者親族のいる世帯数の比較

（単位：世帯）

	65 歳以上親族のいる世帯	65 歳以上親族のいない世帯	一般世帯数
北海道	999,133 41.0%	1,439,073 59.0%	2,438,206 100.0%
市部	791,769 39.3%	1,225,292 60.7%	2,017,061 100.0%
空知管内	70,530 52.9%	62,827 47.1%	133,357 100.0%
深川市	5,094 52.9%	4,542 47.1%	9,636 100.0%

資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-13 65 歳以上の高齢者親族のいる世帯数の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-14 65 歳以上の高齢者親族のいる世帯数の推移

(単位：世帯)

	65 歳以上親族のいる世帯	65 歳以上親族のいない世帯	一般世帯数
2000(H12)	4,360 40.0%	6,548 60.0%	10,908 100.0%
2005(H17)	4,717 44.8%	5,812 55.2%	10,529 100.0%
2010(H22)	4,934 49.0%	5,141 51.0%	10,075 100.0%
2015(H27)	5,094 52.9%	4,542 47.1%	9,636 100.0%

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

3 住宅ストック・フロー

(1) 住宅数・空き家数

深川市の住宅数は2013(平成25)年現在で11,780戸であり、そのうち空き家は1,850戸、空家率は15.7%です。

空家率は、全道と比較して高く、経年的にみても増加傾向にあります。

空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が72.4%で、市場に流通せず、長期にわたって不在であるなどの「その他の住宅」が約1/4を占めています。

表 2-15 住宅数、空家率の比較

	a.普通世帯数 (世帯)	b.住宅数 (戸)	c.空家数 (戸)	d=b-a 住宅の過不足 (戸)	e=b/a 住宅の過不足率 (%)	f=c/b 空家率 (%)
全国	52,298,000	60,628,600	8,195,600	8,330,600	115.9%	13.5
北海道	2,355,600	2,746,600	388,200	391,000	116.6%	14.1
深川市	9,890	11,780	1,850	1,890	119.1%	15.7

資料：「2013（平成25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

表 2-16 深川市の住宅数、空家率の推移

	a.普通世帯数 (世帯)	b.住宅数 (戸)	c.空家数 (戸)	d=b-a 住宅の過不足 (戸)	e=b/a 住宅の過不足率 (%)	f=c/b 空家率 (%)
2003(H15)	10,440	11,490	1,020	1,050	110.1%	8.9
2008(H20)	9,970	11,180	1,210	1,210	112.1%	10.8
2013(H25)	9,890	11,780	1,850	1,890	119.1%	15.7

資料：「各年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

表 2-17 空き家の内訳

(単位:戸)

	空家総数	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
北海道	388,200 100.0%	12,100 3.1%	224,300 57.8%	12,400 3.2%	139,500 35.9%
深川市	1,850 100.0%	30 1.6%	1,340 72.4%	10 0.5%	470 25.4%

二次的住宅 : 別荘、ふだん住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊りしている人がいる住宅

賃貸・売却用の住宅 : 新築・中古を問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅

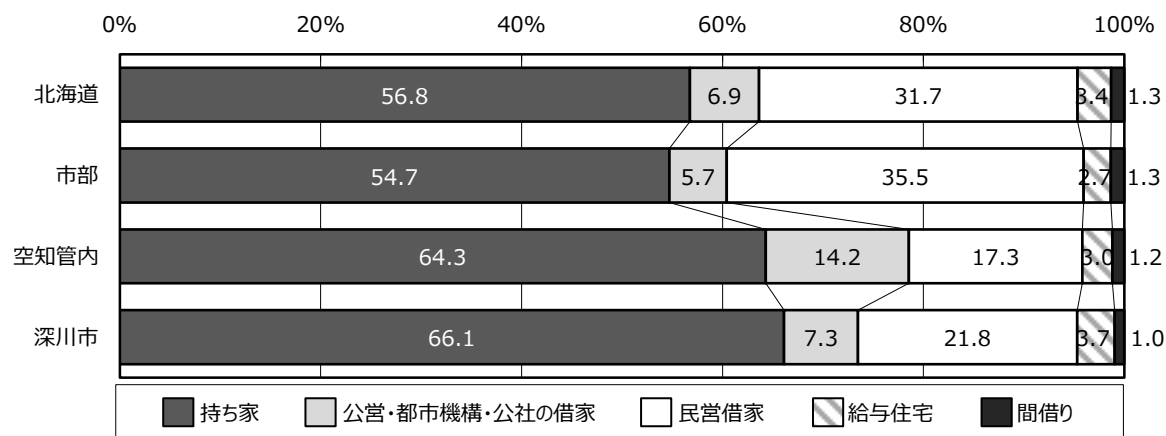
その他の住宅 : 上記以外の住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

資料：「2013（平成25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

(2) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数は、平成 27 年国勢調査で、持ち家 66.1%、公営借家 7.3%、民営借家 21.8%、給与住宅 3.7%、間借り 1.0%となっています。全道、市部、空知管内と比較すると、持ち家率は最も高く、公営借家率は全道と同程度、民営借家率は空知管内の次に低くなっています。

図 2-14 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

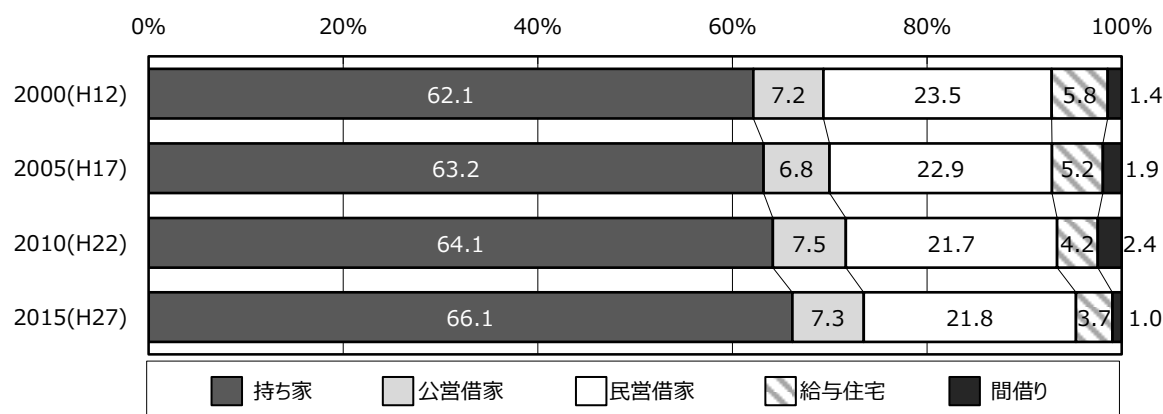
表 2-18 住宅所有関係別世帯構成比の比較

(単位：世帯)

	持ち家	公営・都市機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅	間借り	住宅に住む 一般世帯
北海道	1,365,338 56.8%	166,252 6.9%	762,401 31.7%	80,805 3.4%	30,965 1.3%	2,405,761 100.0%
市部	1,091,366 54.7%	114,012 5.7%	708,629 35.5%	54,157 2.7%	26,353 1.3%	1,994,517 100.0%
空知管内	84,839 64.3%	18,770 14.2%	22,761 17.3%	3,958 3.0%	1,549 1.2%	131,877 100.0%
深川市	6,307 66.1%	700 7.3%	2,081 21.8%	356 3.7%	91 1.0%	9,535 100.0%

資料：「2015（平成 27）年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-15 住宅所有関係別世帯数構成比の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-19 住宅所有関係別世帯数の推移

(単位：世帯)

	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り	住宅に住む一般世帯
2000(H12)	6,654 62.1%	772 7.2%	2,512 23.5%	616 5.8%	153 1.4%	10,707 100.0%
2005(H17)	6,590 63.2%	707 6.8%	2,388 22.9%	544 5.2%	201 1.9%	10,430 100.0%
2010(H22)	6,420 64.1%	750 7.5%	2,175 21.7%	418 4.2%	245 2.4%	10,008 100.0%
2015(H27)	6,307 66.1%	700 7.3%	2,081 21.8%	356 3.7%	91 1.0%	9,535 100.0%

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(3) 住宅の構造と建築年

既存住宅の構造別割合をみると、木造住宅が 88.4%を占めています。建築時期をみると、建築後約 40 年以上を経過している 1980 (昭和 55) 年までの住宅が全体の 36.4%となっています。

表 2-20 建築時期別構造別住宅数の比較

(単位：戸)

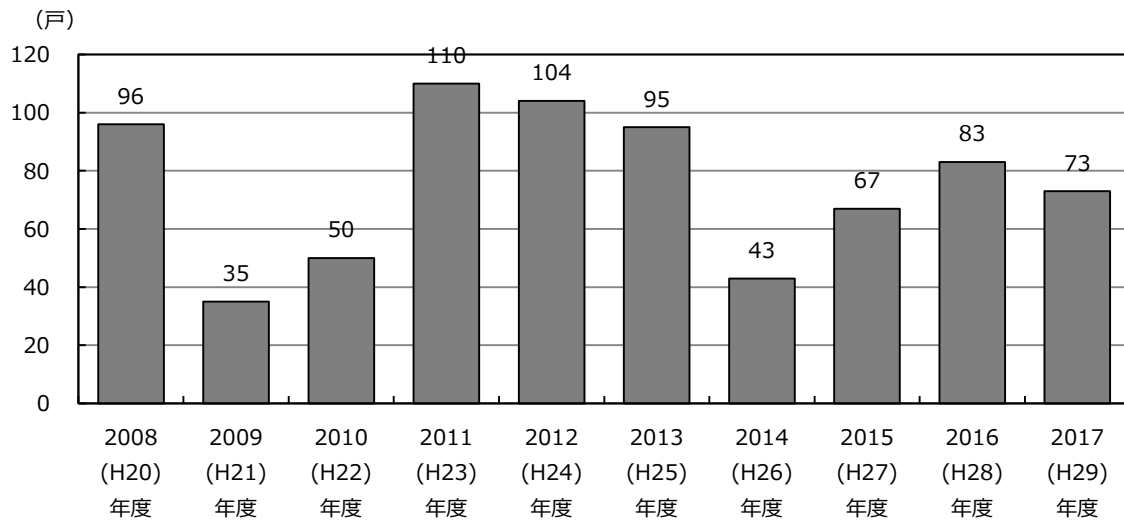
	木造		非木造		総数	
～1970(S45)年	1,510	17.3%	10	0.9%	1,520	15.4%
1971(S46)～1980(S55)	2,020	23.1%	60	5.2%	2,080	21.0%
1981(S56)～1990(H2)年	1,970	22.5%	220	19.1%	2,190	22.1%
1991(H3)～2000(H12)年	1,980	22.7%	390	33.9%	2,370	24.0%
2001(H13)～2005(H17)年	640	7.3%	210	18.3%	850	8.6%
2006(H18)～2010(H22)年	500	5.7%	210	18.3%	710	7.2%
2011(H23)～2013(H25)年9月	110	1.3%	40	3.5%	150	1.5%
不詳	10	0.1%	10	0.9%	20	0.2%
合計	8,740	100.0%	1,150	100.0%	9,890	100.0%
建築後 40 年 (～1980 (S55)) 経過戸数	3,530	40.4%	70	6.1%	3,600	36.4%

資料：「2013 (平成 25) 年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

(4) 新築住宅の供給状況

新築住宅の建設戸数は、直近の10年（2008（平成20）～2017（平成29）年度）で年平均75.6戸です。内訳をみると、持ち家が44.2戸、貸家が31.2戸となっています。

図 2-16 年度別新設住宅の建設状況の推移



資料：各年建築統計年報

表 2-21 年度別新築住宅の建設状況 (単位：戸)

	合計	持ち家			貸家	給与住宅
		注文	分譲			
2008(H20)年度	96	37	37	0	58	1
2009(H21)年度	35	27	26	1	7	1
2010(H22)年度	50	42	41	1	8	0
2011(H23)年度	110	46	44	2	64	0
2012(H24)年度	104	46	45	1	58	0
2013(H25)年度	95	55	55	0	40	0
2014(H26)年度	43	43	41	2	0	0
2015(H27)年度	67	40	40	0	27	0
2016(H28)年度	83	49	47	2	34	0
2017(H29)年度	73	57	57	0	16	0
平均	75.6	44.2	43.3	0.9	31.2	0.2

資料：各年建築統計年報

表 2-22 年度別除却件数（戸建て住宅のみ） (単位：件)

	合計		
		住宅	その他
2015(H27)年度	75	68	7
2016(H28)年度	73	57	16
2017(H29)年度	73	58	15
合計	221	183	38

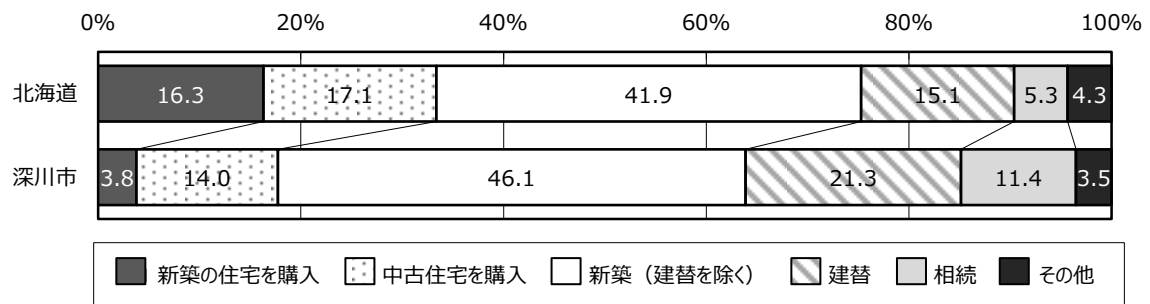
資料：深川市調べ

（５）持ち家取得の状況

持ち家取得の状況をみると、「注文住宅」（新築（建替を除く））が最も高く 46.1%、次いで「建替」が 21.3%、「中古住宅を購入」が 14.0%となっています。

全道と比較すると、「注文住宅」「建替」の割合が高く、「建売住宅」（新築の住宅を購入）、「中古住宅を購入」の割合は低くなっています。

図 2-17 持ち家取得状況の比較



資料：「2013（平成 25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

表 2-23 持ち家取得状況の比較

（単位：戸）

	新築の住宅 を購入	中古住宅を 購入	新築（建替 を除く）	建替	相続	その他	総数
北海道	220,900 16.3%	231,100 17.1%	567,600 41.9%	204,300 15.1%	71,600 5.3%	58,400 4.3%	1,353,900 100.0%
深川市	260 3.8%	960 14.0%	3,170 46.1%	1,460 21.3%	780 11.4%	240 3.5%	6,870 100.0%

資料：「2013（平成 25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

4 居住水準

(1) 最低居住面積水準

最低居住面積水準達成状況は 97.2%であり、全道の 93.6%を上回っています。

所有関係別にみると、民営借家が 88.7%と他に比べ低くなっています。

表 2-24 最低居住面積水準達成状況の比較 (単位:世帯)

		主世帯総数	持ち家	借家 計	公営借家	公団・公社	民営借家	給与住宅
北海道	総数	2,345,700 100.0%	1,353,900 100.0%	945,900 100.0%	149,000 100.0%	13,000 100.0%	711,900 100.0%	72,000 100.0%
	最低居住 水準以上	2,196,500 93.6%	1,348,700 99.6%	847,800 89.6%	144,800 97.2%	12,400 95.4%	623,400 87.6%	67,300 93.5%
深川市	総数	9,890 100.0%	6,890 100.0%	3,000 100.0%	540 100.0%	- -	2,130 100.0%	330 100.0%
	最低居住 水準以上	9,610 97.2%	6,890 100.0%	2,720 90.7%	530 98.1%	- -	1,890 88.7%	300 90.9%

(注) 最低居住水準：すべての世帯において最低限度、確保されるべき居住水準

資料：「2013（平成 25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

最低居住面積水準 ・ 単身者・・・25 m² ・ 2 人以上の世帯・・・10×世帯人数+10 m²
ただし、上記の世帯人数は、3 歳未満は 0.25 人、3 歳以上 6 歳未満は 0.5 人、6 歳以上 10 歳未満は 0.75 人等の要件がある

(2) 誘導居住面積水準

誘導居住水準達成状況は 75.2%であり、全道の 64.3%を上回っています。

所有関係別にみると、持ち家が 87.7%であるのに対して、借家は 46.7%に留まっています。

表 2-25 誘導居住面積水準達成状況の比較 (単位:世帯)

		主世帯総数	持ち家	借家 計	公営借家	公団・公社	民営借家	給与住宅
北海道	総数	2,345,700 100.0%	1,353,900 100.0%	945,900 100.0%	149,000 100.0%	13,000 100.0%	711,900 100.0%	72,000 100.0%
	誘導居住 水準以上	1,507,300 64.3%	1,109,700 82.0%	397,600 42.0%	77,700 52.1%	6,400 49.2%	272,900 38.3%	40,600 56.4%
深川市	総数	9,890 100.0%	6,890 100.0%	3,000 100.0%	540 100.0%	- -	2,130 100.0%	330 100.0%
	誘導居住 水準以上	7,440 75.2%	6,040 87.7%	1,400 46.7%	370 68.5%	- -	810 38.0%	220 66.7%

(注) 誘導居住水準：多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる面積水準であり、一般型誘導居住面積水準と、都市居住型誘導居住面積水準からなる。

一般型誘導居住水準：公害及び地方における戸建て住宅居住を想定した水準

都市居住型誘導居住水準：都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した水準

資料：「2013（平成 25）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

○一般型誘導居住面積水準 ・ 単身者・・・57.4 m² ・ 2 人以上の世帯・・・26.3×世帯人数+26.1 m²
○都市居住型誘導居住面積水準 ・ 単身者・・・42.0 m² ・ 2 人以上の世帯・・・21.2×世帯人数+15.8 m²
ただし、上記の世帯人数は、3 歳未満は 0.25 人、3 歳以上 6 歳未満は 0.5 人、6 歳以上 10 歳未満は 0.75 人等の要件がある

(3) 高齢者などのための設備設置状況

既存住宅における高齢者等のための設備状況をみると、2013（平成 25）年では、高齢者等のための設備が全くない住宅が 41.5%であり、持ち家が 33.6%であるのに対して、借家は 59.4%と多くの住宅が設備のない状況となっています。

10 年間（2003（平成 15）～2013（平成 25）年）の推移をみると、高齢者のための設備がある住宅は約 1,400 戸増加しています。

表 2-26 既存住宅における高齢者等のための整備設置状況 (単位: 戸)

		高齢者のための設備がある						高齢者等のための設備は全くない	総数
		総数	手摺がある	またぎやすい高さの浴槽	廊下等が車椅子で通行可能	段差のない屋内	道路から玄関までの車椅子での通行可能		
2003 (H15)	専用住宅	4,150 41.3%	3,590 35.8%	1,790 17.8%	830 8.3%	1,430 14.2%	680 6.8%	5,880 58.6%	10,040 100.0%
	持ち家	3,480 55.2%	3,000 47.5%	1,440 22.8%	640 10.1%	960 15.2%	550 8.7%	2,830 44.8%	6,310 100.0%
	借家	680 18.3%	590 15.9%	350 9.4%	200 5.4%	480 12.9%	130 3.5%	3,050 82.0%	3,720 100.0%
2008 (H20)	専用住宅	4,790 49.5%	4,290 44.3%	2,400 24.8%	940 9.7%	2,030 21.0%	570 5.9%	4,880 50.4%	9,680 100.0%
	持ち家	4,070 64.4%	3,660 57.9%	2,030 32.1%	920 14.6%	1,510 23.9%	520 8.2%	2,250 35.6%	6,320 100.0%
	借家	720 21.4%	640 19.0%	370 11.0%	20 0.6%	510 15.2%	50 1.5%	2,640 78.6%	3,360 100.0%
2013 (H25)	専用住宅	5,560 58.5%	4,930 51.8%	2,170 22.8%	1,120 11.8%	1,860 19.6%	470 4.9%	3,950 41.5%	9,510 100.0%
	持ち家	4,370 66.4%	3,970 60.3%	1,810 27.5%	900 13.7%	1,370 20.8%	440 6.7%	2,210 33.6%	6,580 100.0%
	借家	1,190 40.6%	960 32.8%	360 12.3%	230 7.8%	500 17.1%	30 1.0%	1,740 59.4%	2,930 100.0%

資料：「各年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

5 住宅市場

(1) 借家の家賃

借家の1ヶ月当たりの平均家賃(共益費・管理費含まず)は2013(平成25)年が33,296円です。札幌市と比べると住宅は4畳ほど広く、家賃は1万5千円ほど安くなっています。

表 2-27 平均家賃の比較(共益費・管理費含まず、家賃50円未満を含む)

		1ヶ月当りの家賃・間代 (円/月)	居住室の畳数 (畳)	1畳当りの家賃・間代 (円/畳・月)
北海道	2003(H15)	37,427	21	1,745
	2008(H20)	39,558	21	1,886
	2013(H25)	40,369	21	1,935
札幌市	2003(H15)	46,846	20	2,381
	2008(H20)	48,200	19	2,527
	2013(H25)	47,990	19	2,531
深川市	2003(H15)	31,629	24	1,367
	2008(H20)	30,650	23	1,345
	2013(H25)	33,296	23	1,449

資料:「各年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)

(2) 地価

2017(平成29)年現在、市街地にある住宅地の公示地価(都道府県地価調査)は平均7,833円/㎡となっています。これは2012(平成24)年と比較して下がっています。周辺市町と比較すると、旭川市、滝川市より低く、その他よりも高くなっています。

表 2-28 深川市近隣市町村公示地価(都道府県地価調査)

深川市							
番号	所在	法規制	地積 (㎡)	地価(円/㎡)		増減 (円)	2012(H24) / 2017(H29)
				2012 (H24)	2017 (H29)		
1	深川市北光町2丁目2612番26	一中	188	11,800	10,400	-1,400	88.1%
2	深川市納内町2丁目3528番19外	一	446	5,400	3,900	-1,500	72.2%
3	深川市文光町5010番73	一中	248	11,000	9,200	-1,800	83.6%
平均				9,400	7,833	-1,567	83.3%
滝川市							
番号	所在	法規制	地積 (㎡)	地価(円/㎡)		増減 (円)	2012(H24) / 2017(H29)
				2012 (H24)	2017 (H29)		
1	滝川市滝の川町西4丁目975番78	二中	162	8,200	6,000	-2,200	73.2%
2	滝川市黄金町東3丁目132番17	一中	311	10,200	8,400	-1,800	82.4%
3	滝川市泉町2丁目135番95	一住	330	9,700	7,500	-2,200	77.3%
4	滝川市東町5丁目147番33	一中	277	12,800	10,700	-2,100	83.6%
5	滝川市西町4丁目160番41	二中	436	11,200	9,000	-2,200	80.4%
6	滝川市大町4丁目353番7	一住	333	15,000	12,100	-2,900	80.7%
平均				11,183	8,950	-2,233	80.0%

妹背牛町							
番号	所在	法規 制	地積 (㎡)	地価 (円/㎡)		増減 (円)	2012(H24) / 2017(H29)
				2012 (H24)	2017 (H29)		
1	妹背牛町字妹背牛4 1 3番1 8	－	271	8,100	6,350	-1,750	78.4%
2	妹背牛町字妹背牛3 6 3番8外	－	352	7,700	5,950	-1,750	77.3%
3	妹背牛町字妹背牛2 3 3番2 9	－	229	6,000	4,750	-1,250	79.2%
平均				7,267	5,683	-1,583	78.2%
秩父別町							
番号	所在	法規 制	地積 (㎡)	地価 (円/㎡)		増減 (円)	2012(H24) / 2017(H29)
				2012 (H24)	2017 (H29)		
1	秩父別町字秩父別1 3 0 8番3 3	－	220	6,400	5,200	-1,200	81.3%
2	秩父別町字秩父別1 2 7 0番3 1	－	248	5,500	4,400	-1,100	80.0%
平均				5,950	4,800	-1,150	80.7%
旭川市							
番号	所在	法規 制	地積 (㎡)	地価 (円/㎡)		増減 (円)	2012(H24) / 2017(H29)
				2012 (H24)	2017 (H29)		
1	旭川市永山1条2 2丁目1 4 5番9	一住	272	16,500	13,000	-3,500	78.8%
2	旭川市台場2条2丁目2 4 9番3 7	一低	240	6,800	5,400	-1,400	79.4%
3	旭川市永山6条1 0丁目9 7番4 1	一低	316	22,200	22,000	-200	99.1%
4	旭川市秋月3条2丁目7番4 3	一住	314	21,800	21,200	-600	97.2%
5	旭川市東旭川北2条5丁目9番4 4	二中	200	18,600	16,900	-1,700	90.9%
6	旭川市春光2条8丁目2 2 4番4 0	二中	262	32,400	32,300	-100	99.7%
7	旭川市豊岡2条8丁目9番8 3	一低	211	25,200	25,000	-200	99.2%
8	旭川市東光1 5条6丁目2 1 1番3 3外	一低	266	23,500	23,500	0	100.0%
9	旭川市豊岡1 4条4丁目3番1 2	二中	258	23,000	22,700	-300	98.7%
10	旭川市東光8条5丁目3 0 8番7 4	一低	272	25,000	25,000	0	100.0%
11	旭川市忠和6条6丁目1 9番7 5	一低	323	18,500	16,600	-1,900	89.7%
12	旭川市東光8条1丁目2 2 6番2 0	一住	241	26,300	26,000	-300	98.9%
13	旭川市5条西4丁目1 4 8 5番2 8 1	二中	273	33,000	32,700	-300	99.1%
14	旭川市大町1条1 5丁目2 3 1番1 6 8	二中	236	23,800	23,300	-500	97.9%
15	旭川市緑が丘東4条1丁目3番3 7 4 3	一低	252	23,000	23,000	0	100.0%
16	旭川市神楽岡2条5丁目3番3 7 1 2	一低	254	24,500	24,500	0	100.0%
17	旭川市神楽岡8条5丁目3番3 0 3 3	一低	283	20,800	20,300	-500	97.6%
18	旭川市神楽2条7丁目4 2 0番2 1	二住	323	36,800	39,000	2,200	106.0%
19	旭川市神楽6条8丁目4 3 2番1 1 9	二中	165	27,800	27,800	0	100.0%
20	旭川市東鷹栖3条3丁目6 3 6番2 5 8	二中	242	14,800	13,200	-1,600	89.2%
21	旭川市末広3条1 0丁目5 0 2 1番4 8	一低	242	20,100	19,800	-300	98.5%
22	旭川市高砂台5丁目6番1 3	一低	377	7,200	5,600	-1,600	77.8%
23	旭川市旭神1条5丁目2 3 4番	一低	276	26,000	26,000	0	100.0%
24	旭川市春光台2条4丁目3番1 2	一低	257	10,200	9,100	-1,100	89.2%
25	旭川市住吉4条1丁目3 7 1 8番1	二中	297	28,800	28,300	-500	98.3%
26	旭川市旭岡5丁目6番3	一低	297	11,800	11,800	0	100.0%
27	旭川市緑町2 5丁目2 1 4 3番3 1	一住	253	21,100	21,100	0	100.0%
28	旭川市神居5条5丁目3 9 8番9	一低	327	21,500	21,000	-500	97.7%
平均				21,821	21,289	-532	97.6%

資料：国土交通省土地総合ライブラリー

6 公営住宅

(1) 公営住宅の供給状況

平成 30 年 12 月末現在、深川市内には公営住宅が、15 団地、89 棟、778 戸あります。
その内訳は、市営住宅が 664 戸 85.3%、道営住宅が 114 戸 14.7%となっています。

表 2-29 公営住宅の管理状況

区分	団地名	構造	建設年度	棟数 (棟)	戸数 (戸)	敷地面積 (㎡)
市営	緑町西	簡平、簡二、中耐	S55～58,62,63	15	99	14,069
	西町	耐二	H19～23	5	40	7,472
	幸町	中耐	S57～59	3	56	4,317
	稲穂	耐二	H26～28	3	24	5,633
	北光	簡平	S54	2	7	1,465
	あけぼの	簡平、簡二、耐平、中耐	S46～48,51,H2～7,9,29	29	200	56,006
	蓬萊	中耐	H25	1	30	2,334
	広里	耐平	H12,13	4	24	5,551
	緑が丘	簡二	S60,H1	2	24	4,907
	芙蓉	耐二、中耐	H8～11	4	52	8,282
	10 区	簡二	S61,62	2	24	4,951
	みずほ	耐二	H14～18	6	48	7,611
	多度志	耐平	H10,11	7	36	12,607
	小計	—	—	83	664	135,205
道営	緑町中央	中耐	H8,9	3	54	11,470
	北光中央	中耐	H20,21	3	60	7,920
	小計	—	—	6	114	19,390
合計		—	—	89	778	154,595

平成 30 年 12 月末現在

注) 簡平：簡易耐火構造平屋建て 簡二：簡易耐火構造二階建て 耐平：耐火構造平屋建て

耐二：耐火構造二階建て 中耐：中層耐火構造

注) 簡易耐火構造：耐火建築と木造建築との中間の耐火性能をもつ建築構造。主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有するための技術水準に適合し、また、延焼のおそれのある開口部を防火戸などとした建築物をいう。簡易耐火建築物は、主要構造部が準耐火構造ではないが耐火性がある建築物として扱われていたが、1992 年にこの名称は廃止され、現在は「準耐火構造」に分類されている。

耐火構造：建築基準法上、壁・柱・床などの構造のうち、政令で定める耐火性能の技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、レンガ造などの構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの、または、建設大臣の認定を受けたもの。

図 2-18 公営住宅の位置（市街地）

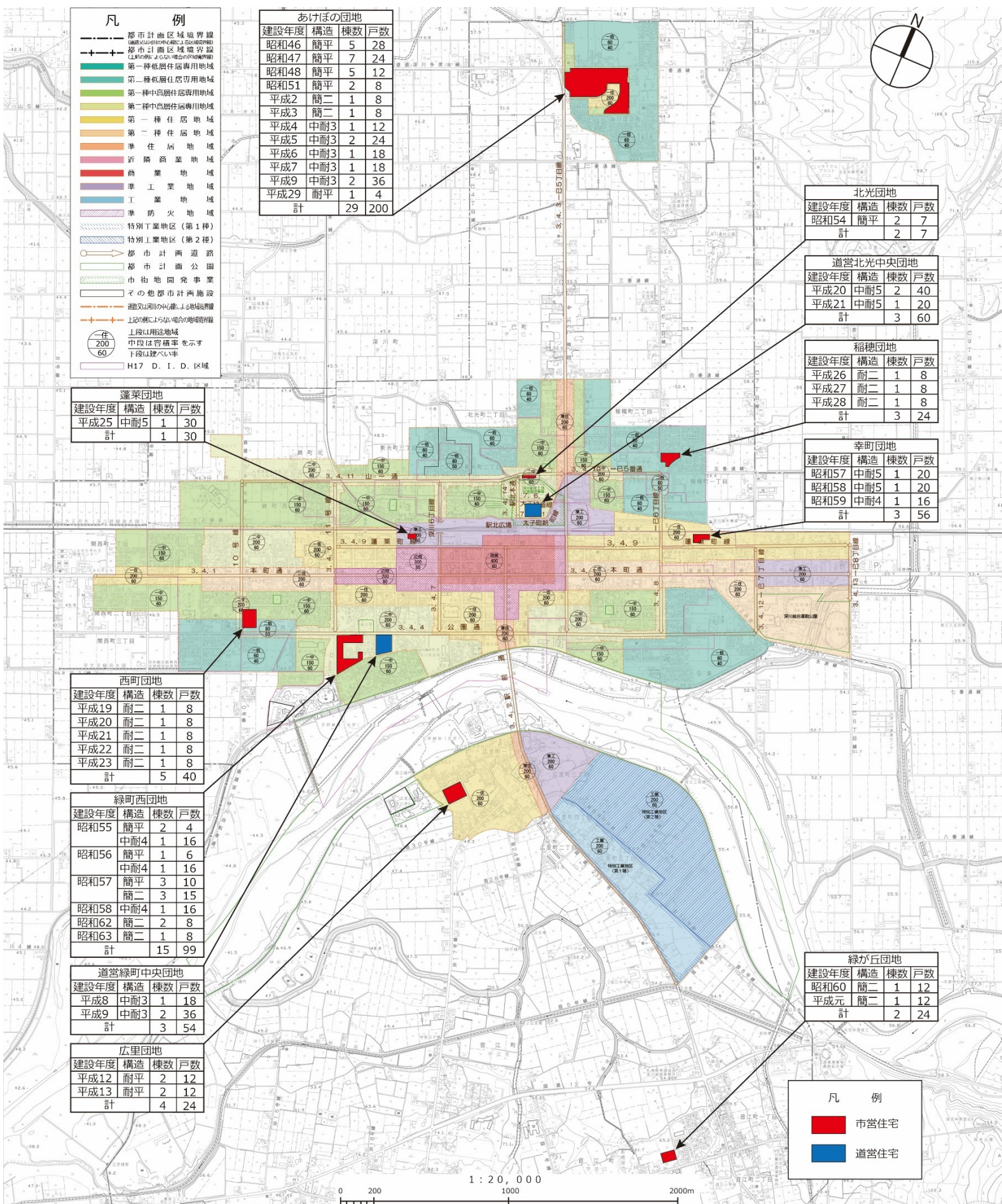
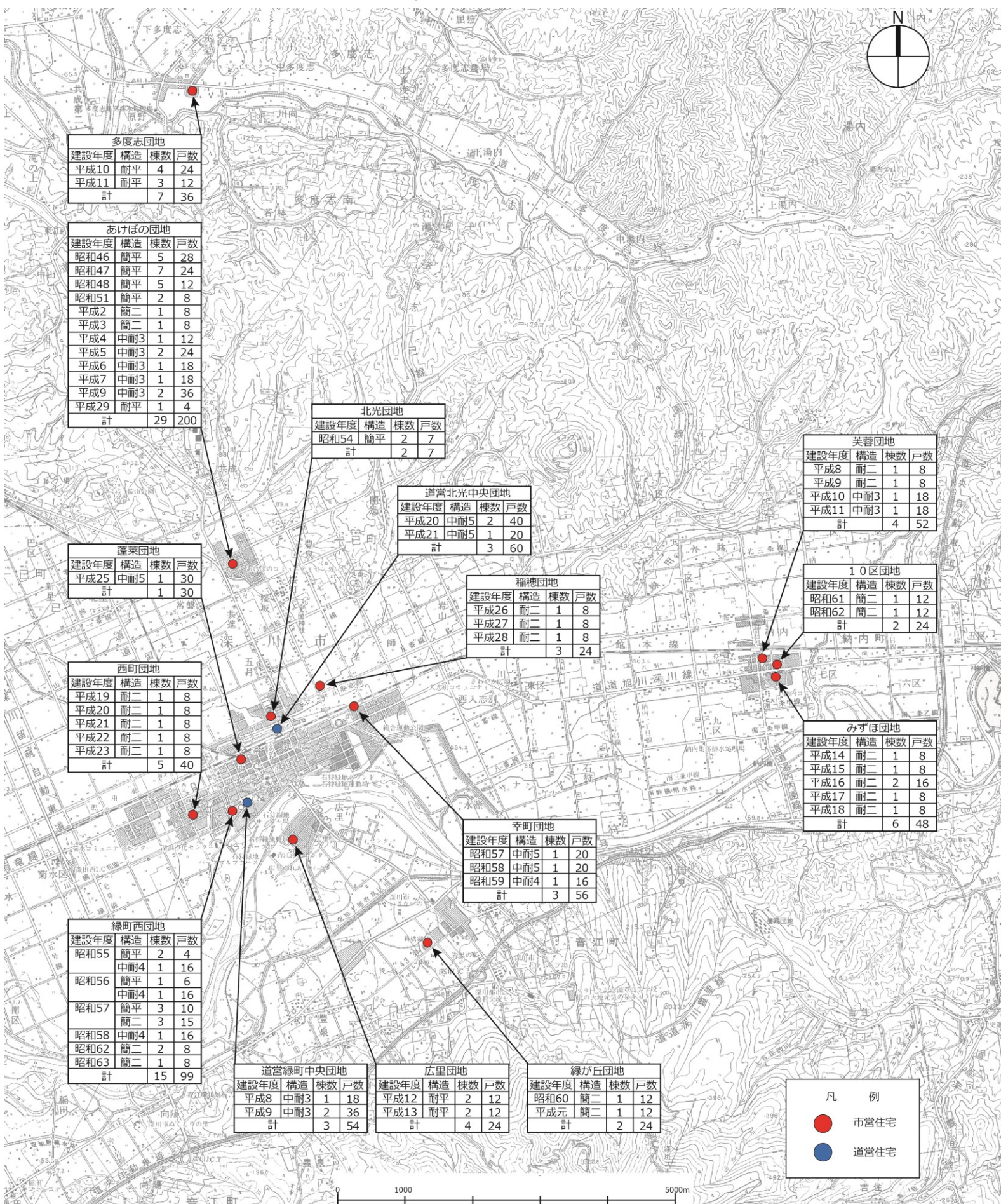


図 2-19 公営住宅の位置（全市）



(2) 建設年度、構造

市営住宅 664 戸の構造は、簡易耐火構造平屋建てが 93 戸、14.0%、簡易耐火構造 2 階建てが 101 戸、15.2%となっています。耐火構造は 470 戸、70.8%を占め、過半が中層（3～5 階建て）です。

市営住宅の建設年度をみると、昭和 46 年度～平成 29 年度にかけて建設されており、構造別には、簡易耐火構造平屋建ては昭和 46～57 年度、簡易耐火構造 2 階建ては昭和 56～平成 3 年度、耐火構造は昭和 55 年度～平成 29 年度となっています。

図 2-20 建設年度別構造別戸数

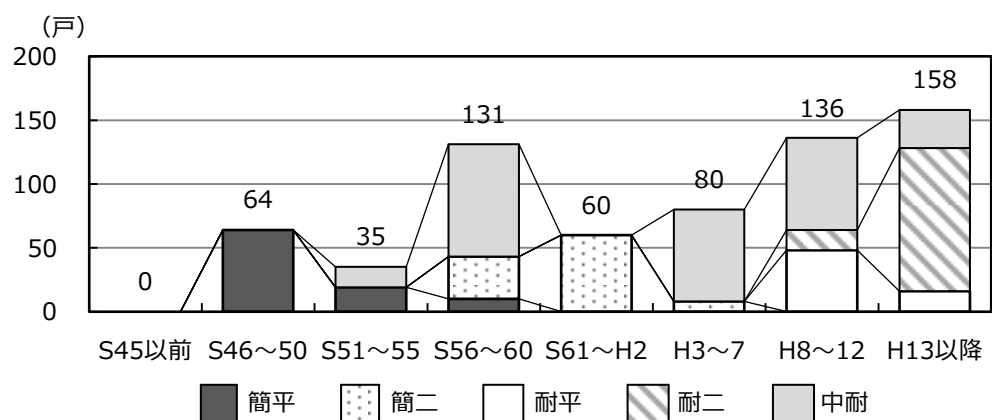


表 2-30 建設年度別構造別戸数

	合計					
		簡平	簡二	耐平	耐二	中耐
昭和 45 以前 (～1970)						
昭和 46～50 (1971～1975)	64 9.6%	64 9.6%				
昭和 51～55 (1976～1980)	35 5.3%	19 2.9%				16 2.4%
昭和 56～60 (1981～1985)	131 19.7%	10 1.5%	33 5.0%			88 13.3%
昭和 61～平成 2 (1986～1990)	60 9.0%		60 9.0%			
平成 3～7 (1991～1995)	80 12.0%		8 1.2%			72 10.8%
平成 8～12 (1996～2000)	136 20.5%			48 7.2%	16 2.4%	72 10.8%
平成 13 以降 (2001～)	158 23.8%			16 2.4%	112 16.9%	30 4.5%
計	664 100.0%	93 14.0%	101 15.2%	64 9.6%	128 19.3%	278 41.9%

平成 30 年 12 月末現在

(3) 耐用年数の経過状況

耐用年数の経過状況をみると、平成30年度現在、市営住宅664戸のうち194戸、29.2%が既に耐用年数の1/2を経過しています。仮にこのまま建替等の改善を実施しないとすると、耐用年数の1/2を経過するストックは、5年後の平成35年には298戸、44.9%、10年後の平成40年にも同数となります。

また、市営住宅664戸のうち93戸、14.5%が既に耐用年数を経過しています。仮にこのまま建替等の改善を実施しないとすると、耐用年数を経過するストックは、10年後の平成40年に114戸、17.2%となります。

図 2-21 耐用年数1/2経過戸数の推移

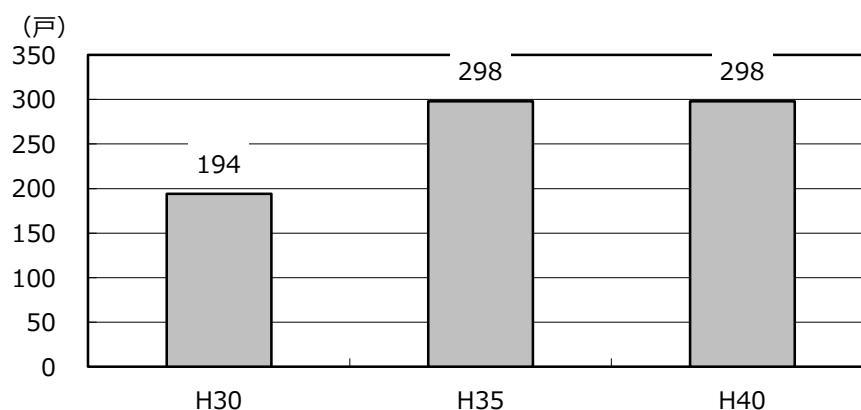
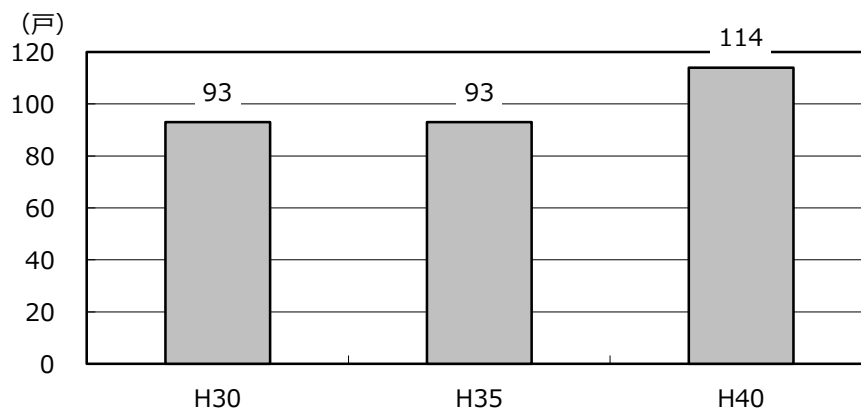


図 2-22 耐用年数経過戸数の推移



※耐用年数基準

耐火構造：70年

準耐火構造・簡易耐火構造2階建：45年

簡易耐火構造平屋建：30年

(4) 公営住宅入居世帯の実態

a. 入居率

市営住宅 664 戸のうち、政策空き家は 37 戸（北光団地、あけぼの団地）あり、政策空き家を除く管理戸数は 627 戸となっています（平成 30 年 12 月現在）。このうち入居者は 560 世帯であり、入居率は、総戸数に対して 84.3%、政策空き家を除く戸数に対して 89.3%となっています。団地別にみると、特に入居率（政策空き家を除く）が低いのは多度志団地 55.6%です。

表 2-31 団地別入居世帯数、入居率

団地名	a.戸数	b.政策空き家	c=a-b.戸数 (政策空き家を除く)	d.入居世帯数	e=d/a. 入居率	f=d/c. 入居率(政策 空き家を除く)
緑町西	99	0	99	88	88.9%	88.9%
西町	40	0	40	40	100.0%	100.0%
幸町	56	0	56	48	85.7%	85.7%
稲穂	24	0	24	24	100.0%	100.0%
北光	7	3	4	4	57.1%	100.0%
あけぼの	200	34	166	147	73.5%	88.6%
蓬莱	30	0	30	29	96.7%	96.7%
広里	24	0	24	23	95.8%	95.8%
緑が丘	24	0	24	24	100.0%	100.0%
芙蓉	52	0	52	49	94.2%	94.2%
10 区	24	0	24	20	83.3%	83.3%
みずほ	48	0	48	44	91.7%	91.7%
多度志	36	0	36	20	55.6%	55.6%
小計	664	37	627	560	84.3%	89.3%

平成 30 年 12 月末現在、市調べ

b. 高齢世帯

平成 30 年 12 月末現在、入居世帯 560 世帯のうち、高齢世帯（世帯の中に 65 歳以上の高齢者のいる世帯）は 357 世帯、63.8%となっています。

c. 世帯人員別世帯数

入居世帯の世帯人員別世帯数は、「単身世帯」が 253 世帯、45.2%と最も多く、次いで「2人世帯」183 世帯、32.7%、「3人世帯」72 世帯、12.9%となっています。

図 2-23 世帯人員別世帯割合の比較

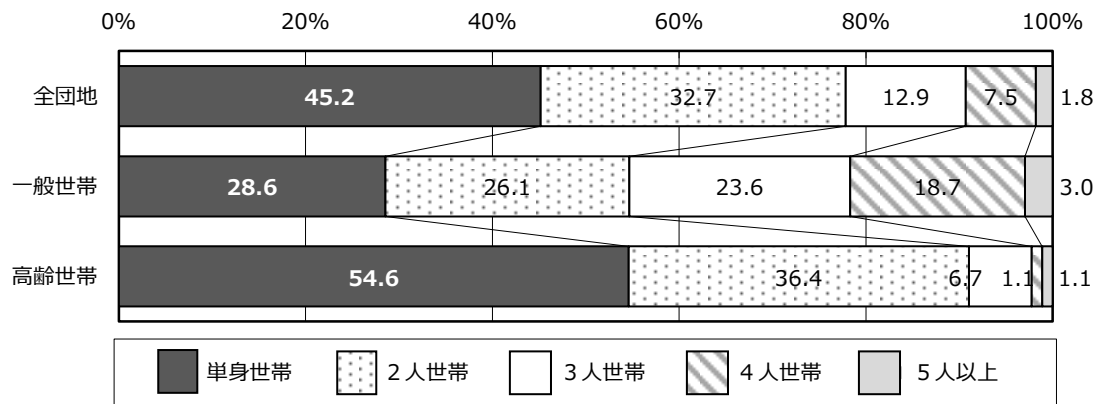


表 2-32 団地別入居世帯の状況

(単位：世帯)

団地名	入居世帯数	高齢者のいる世帯	
		60 歳以上	65 歳以上
緑町西	88	61 69.3%	49 55.7%
西町	40	27 67.5%	24 60.0%
幸町	48	29 60.4%	26 54.2%
稲穂	24	17 70.8%	15 62.5%
北光	4	3 75.0%	3 75.0%
あけぼの	147	98 66.7%	86 58.5%
蓬萊	29	11 37.9%	11 37.9%
広里	23	18 78.3%	18 78.3%
緑が丘	24	10 41.7%	9 37.5%
芙蓉	49	30 61.2%	28 57.1%
10 区	20	13 65.0%	10 50.0%
みずほ	44	26 59.1%	18 40.9%
多度志	20	14 70.0%	11 55.0%
合計	560	357 63.8%	308 55.0%

平成 30 年 12 月末現在、市調べ

7 まちなかの現況

深川市では、平成 21 年 12 月策定の「深川市まちなか居住等推進計画」において、まちなか居住推進エリアを定め、当該エリア内について、持家促進助成、バリアフリー改修、住宅リフォーム、老朽空き家解体、中古住宅取得及びまちなか空き地活用促進の助成を加算するなど、優遇施策をとってきました。

まちなか居住推進エリアの人口推移をみると、全市と同様に減少傾向にありますが、20 年間の減少率をみると、全市が 23.8%であるのに対し、まちなかは 45.0%とまちなかの減少率が全市のそれを大きく上回っています。

世帯数は、20 年間の減少率は全市が 10.0%であるのに対し、まちなか居住推進エリアでは 30.4%となっています。

表 2-33 深川市とまちなか居住推進エリアの人口の推移 (単位：人)

	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H7	H27-H7
市人口	28,770	27,579	25,838	23,709	21,909	76.2%	-6,861
まちなか人口	1,793	1,493	1,251	1,221	986	55.0%	-807
まちなか割合	6.2%	5.4%	4.8%	5.1%	4.5%	—	—

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

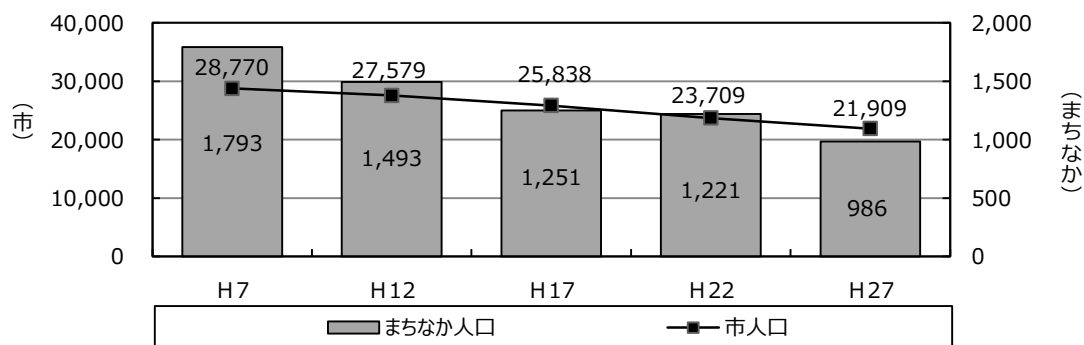


表 2-34 深川市とまちなか居住推進エリアの世帯数の推移 (単位：世帯)

	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H7	H27-H7
市世帯数	10,746	10,945	10,554	10,100	9,669	90.0%	-1,077
まちなか世帯数	741	692	601	626	516	69.6%	-225
まちなか割合	6.9%	6.3%	5.7%	6.2%	5.3%	—	—

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

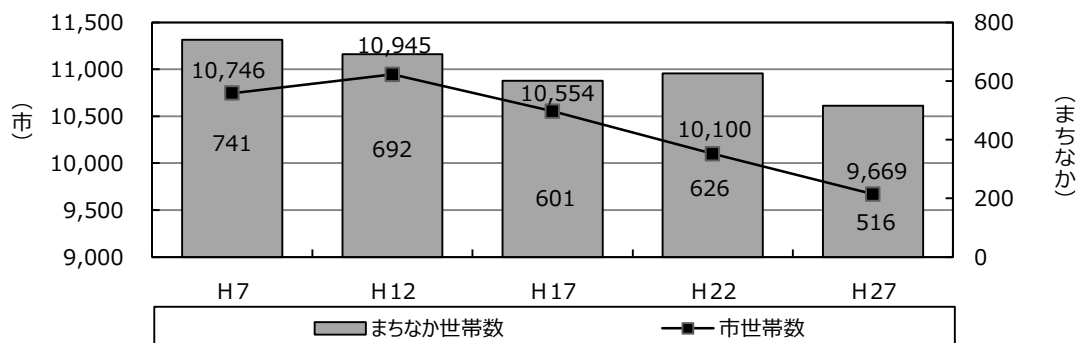


図 2-24 街区別人口

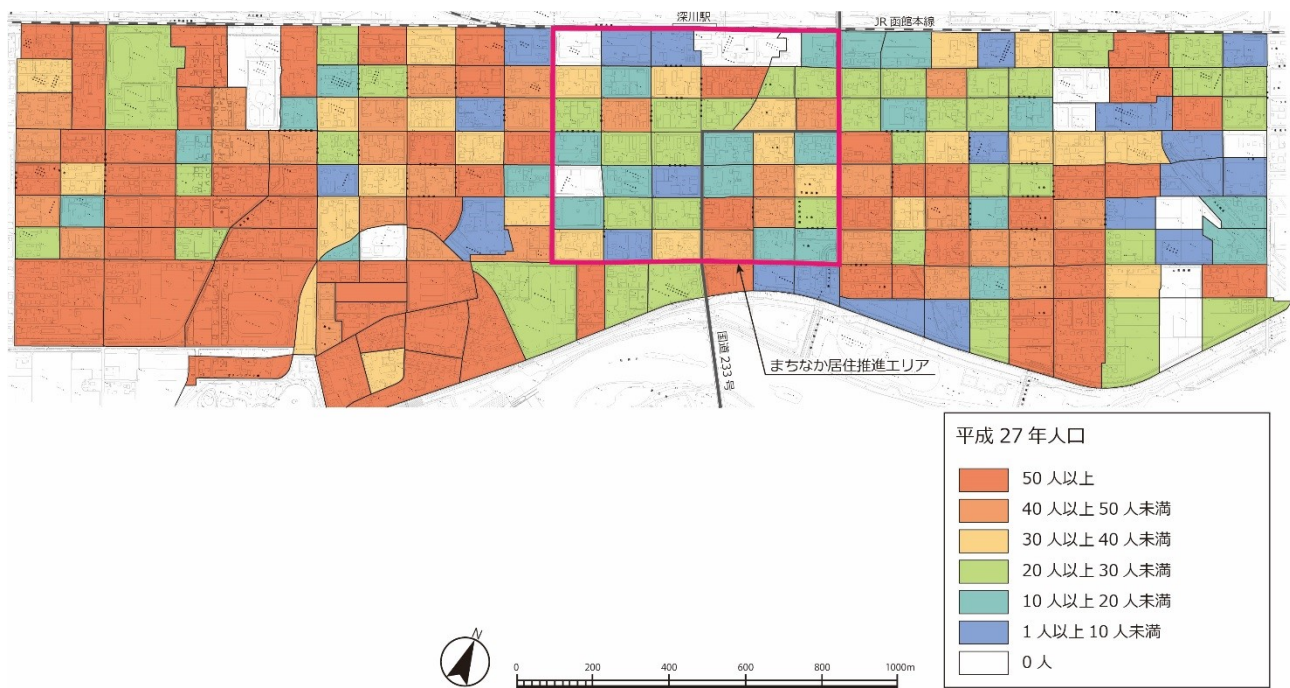
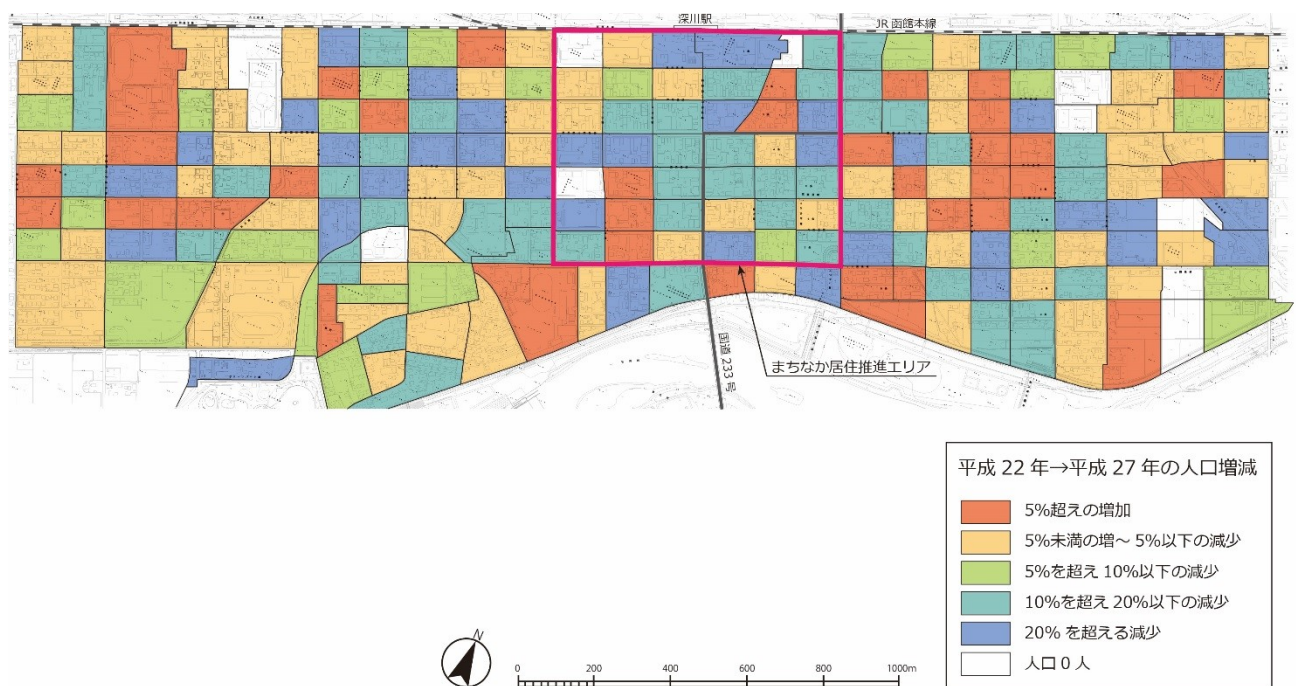


図 2-25 街区別人口の推移



3章 関連計画の位置づけ

1 上位計画

(1) 住生活基本計画（全国計画）

区分	概要
計画期間	平成 28（2016）年 3 月策定 期間：平成 28～37 年度
策定目的	住生活基本法第 15 条第 1 項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める。
施策の基本的な方針	目標 1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 目標 2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 目標 3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 目標 4：「住宅すごろく」を超える新たな住宅循環システムの構築 目標 5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 目標 6：急増する空き家の活用・除却の推進 目標 7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 目標 8：住宅地の魅力の維持・向上
基本的な施策（抜粋）	<目標 1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現> ○必要とする質や広さの住宅に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援 ○世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世帯同居・近居の促進 ○子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境を整備 <目標 2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現> ○まちづくりと調和し、需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成 ○公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域拠点の形成 ○公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、住み替え等の住生活関連資金の確保 ○住宅資産の活用や住み替えに関する相談体制の充実 <目標 3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保> ○空き家活用の促進とともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化 ○民間賃貸住宅への円滑な入居促進のため、居住支援協議会の設置等を支援 ○公的賃貸住宅を適切に供給。公営住宅の整備・管理について、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFI も含め、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用 ○公的賃貸住宅団地の建替え等の実施、併せて高齢者・子育て支援施設等の地域拠点の形成による居住環境の再生 <目標 4：住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築> ○資産としての価値を形成するための施策の総合的な実施

基本的な施策 (つづき)	○長期優良住宅等の良質で安全な新築住宅の供給 <目標5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新> ○耐震性を充たさない住宅の建替え等による更新 ○リフォームによる耐震性、耐久性等(長期優良化等)、省エネ性の向上と適切な維持管理の促進 ○健康増進(ヒートショック防止等)・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激され、効果が実感できるようなリフォームの促進 ○民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するために必要となる修繕資金が確保されるための手段を幅広く検討 ○リフォームに関する相談体制や安心してリフォーム事業者を選択するための事業者団体登録制度の充実・普及 ○マンションの維持管理・建替え・改修に関する施策の総合的な実施 <目標6：急増する空き家の活用・除却の推進> ○空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築 ○空き家を活用した地方移住、二地域居住等の促進 ○古民家等の再生・他用途活用 ○介護、福祉、子育て支援施設、宿泊施設等の他用途転換の促進 ○定期借家制度等の多様な賃貸借方式を利用した既存住宅活用促進 ○利活用の相談体制や、所有者等の情報の収集・開示方法の充実 ○生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、空家法などを活用した計画的な解体・撤去を促進 <目標7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長> ○地域経済を支える地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進やそれを担う設計者や技能者の育成等の生産体制整備 ○住宅ストック資産の活性化を推進するとともに、多角化する住生活産業に対応した担い手を確保し、研修等による育成を強化 <目標8：住宅地の魅力の維持・向上> ○スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、福祉拠点の形成や街なか居住を進め、交通・買物・医療・教育等の居住者の利便性向上 ○住宅団地の再生促進と、併せて高齢者・子育て支援施設等の地域の拠点形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進 ○NPO やまちづくりコーディネーターによる支援等を通じ、住民によって担われる仕組みを充実させるとともに、建築協定や景観協定等を活用し、良好な景観の形成、豊かなコミュニティの維持・向上 ○マンションのコミュニティ活動が、居住者、管理組合、周辺住民、民間事業者、地方公共団体等の適切な役割分担の下に、積極的に行われるよう推進 ○密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性を向上
--------------------------------	--

(2) 北海道住生活基本計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 29 (2017) 年 3 月策定 期間：平成 28～37 年度
策定目的	本道における住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取組みを定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定、住まいづくりのガイドラインの役割をもつものであり、住生活基本法第 17 条 1 項に規定する都道府県計画として、道が定める計画
住宅施策の目標	・「安全で安心な暮らし」の創造 ・「北海道らしさ」の創造 ・「活力ある住宅関連産業」の創造
住宅施策の方向性	1 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 ○子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図る。 ○子育て世帯などが、自らに適した住まいを確保することができるように、総合的な住情報の提供や安心して民間賃貸住宅などを確保できる取組を推進。 ○地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティの形成促進などにより、安心して子育てのできる住環境づくりを進める。 2 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現 ○ユニバーサルデザインの視点にたった住宅の建設や既存住宅のバリアフリー改修の促進などにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいづくりを推進。 ○住宅部局と福祉部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や公営住宅における既存の高齢者福祉サービスの活用などにより、高齢者が生活支援等の地域福祉サービスを利用して安心して住み続けることができる住環境づくりを進める。 ○住まいに関する情報提供・相談体制の充実や適切な住宅への住替えの促進などにより、高齢者がニーズに適した住まいを自ら選択できる環境づくりを進める。 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 ○住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、公営住宅などの適切な供給を進める。 ○ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅などの整備を促進し、誰もが安心・安全に居住できる住まいの供給を促進。 ○住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて民間住宅ストックを活用した取組を推進。 4 「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築 ○「きた住まいる」制度のさらなる普及推進を図り、良質で安全な住宅ストックの形成を図る。 ○既存住宅の有効活用に向けて、これまで中古市場の活性化に向け取り組んできた「北海道 R 住宅」による既存住宅活用の仕組みを「きた住まいる」制度に導入し、住宅ストックの活用を推進。 ○総合的な住宅関連情報の提供など、一般消費者がニーズに応じた住宅を安

基本的な施策 (つづき)	心して取得できる環境づくりを推進。 5 リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 ○安全で良質な住宅ストックの形成に向け、リフォームの促進に係る技術支援や適切な維持管理に向けた普及啓発、消費者が安心できるリフォーム関連情報の提供などを進める。 ○耐震性を満たさない住宅の耐震改修等の促進に係る普及啓発や支援などにより耐震化に向けた取組を推進。 ○「きた住まいる」制度による省エネ性能の見える化や省エネリフォームの推進、建築物省エネ法への対応などを進める。 6 空き家等の活用・適正管理の推進 ○空き家等の活用や適正管理の円滑な推進に向けた市町村の取組を支援。 ○空き家等の活用に向けて、空き家等の情報発信や相談対応などの取組を推進。 ○道民が空き家等に関する情報を理解し、空き家の活用や適正管理の推進に向け、空き家に関する情報提供など、道民への周知・啓発を進める。 7 地域を支える住宅関連産業の振興 ○地域の住宅事業者の人材育成などを支援し、良質な住まいづくりを促進。 ○道内の建築技術や建築部材・資材の道外への販路拡大などにより、地域の技術や資源などの北海道の優位性を活かした産業振興を図る。 ○地域にふさわしい住まいづくりを進め、地域材・地域資源の域内循環を促進し、地域経済の活性化などに寄与する住宅産業の振興を図る。 8 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上 ○誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住環境づくりを推進。 ○本道の豊かな自然環境などの魅力を活かした住環境づくりや移住・定住の取組を促進するとともに、豊富な新エネルギーなどを活用し、低炭素化・資源循環による持続可能な住環境づくりを進める。 ○住環境の維持保全を担う地域コミュニティの支援や住まい手への意識啓発など、北国の豊かなまちなみや住宅地の景観の形成に向けたハード・ソフト両面による地域主体の住環境づくりを進める。
--------------------------------	--

2 市の上位計画

(1) 第5次深川市総合計画 ～ふかがわ未来創造プラン～

区分	概要
策定年次・期間	平成 24 (2012) 年 1 月策定 平成 24 年度～33 年度
策定目的	市が進むべき長期の道筋を示すため、新しい時代に向けたまちづくりの指針として計画を策定。深川市のまちづくりの最上位の計画と位置づけ、各種計画はこの計画に則し行う。
計画の設定課題	少子化の進行と人口減少社会への対応／超高齢社会の到来／地域医療の確保／経済・産業活動と雇用／快適な生活基盤の構築／新たな環境課題や自然災害への対応／学校教育の充実／生涯学習や文化・スポーツの振興
理念、目標	【都市像】輝くみどり豊かな心 みんなで創る我がまち ふかがわ
住宅施策に係る事項	【課題】 ・市街地の連携強化や無秩序な市街地の外延化の抑制など、コンパクトなまちづくり、市街地の活性化の推進。 ・市の特性を生かし、緑豊かなまちづくりや自然を生かした景観形成、良質な住宅環境の促進や市営住宅の整備活用など計画的なまちづくりを進める。 【主要施策②住宅環境の整備】 ・市営住宅は、市の人口・世帯数の動向、持ち家や民間借家の動向を踏まえ、将来の公営住宅需要を見極め、老朽・低水準の市営住宅建替、個別改善、維持保全、用途廃止など、長期的な視点を持って整備、効果的な活用に努める。
目標人口、その他	【人口の予測】 平成 27 年：22,522 人 年少人口 (8.8%)、高齢者人口 (39.2%) 平成 32 年：20,756 人 年少人口 (7.9%)、高齢者人口 (42.5%)

3 市の主な関連計画

(1) 深川市都市計画マスタープラン

区分	概要
策定年次・期間	平成 16 (2004) 年 12 月策定 平成 16 年度から概ね 20 年
策定目的	総合計画に示す都市の将来像の実現に向け、大きな道筋を示す。 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定める。
理念、目標	【都市づくりの理念】市民とともに創る 住みよいまち 深川 ～農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまちを目指して～ ○恵まれた自然環境をいかした「田園都市」 ○市民生活の多様化・広域化に対応した「広域連携都市」 ○全ての人が安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」
住宅施策に係る事項	「コンパクトな市街地」の実現を目指し、既存市街地における住宅地整備を基本に、住宅地が無秩序に拡大しないよう規制誘導する。 利便性の高い中心市街地においては、密度が高く、商業業務施設と混在した賑わいのある住宅地とし、主要幹線道路や幹線道路沿道の後背地は中層住宅地、市街地外延部周辺は、オープンスペースをゆとりとった低密度な住宅地とするなど、周囲の農業環境と調和のとれたメリハリある市街地形成を目指す。

(2) 深川市過疎地域自立促進市町村計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 28～32 年度
策定目的	人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な計画を策定するもの。
基本方針	計画の推進にあたっては、効率的な行政運営、健全な財政運営、民間活力の導入、広域行政の推進、国・道との連携などに十分配慮し、市民との協働により総合的かつ計画的に推進する。 特に、地域の自立促進は、行政と市民が一体となった積極的な地域づくりが重要であり、従来にも増してソフト面での充実とこれを担う人材の育成が求められている。そのため地域づくりを支える人材の確保と育成、活動機会の拡充や社会参加の環境づくりを進める施策の展開を図るものとする。 これら過疎対策の推進にあたっては、北海道の「新しい総合計画」との整合性を図り、本市の特性を生かした積極的・効果的なまちづくりを行うことを基本方針とする。

区分	概要
基本方針 (つづき)	(生活環境の整備) 幼児から高齢者までが豊かで潤いのある生活を享受することができるとともに、若者の定住を促進するため、公園や住宅、上下水道、小型合併処理浄化槽、環境衛生施設などを整備し、個性豊かな都市景観の創出と快適な生活環境づくりを進める。併せて、まちなかへの居住を促進する。また、交通事故の防止と災害や火災の防止、防犯体制及び救急の充実に取り組み、市民生活の安定と安全を確保することに努める。 (集落の整備) 地域の拠点となっている基幹集落については、下水道や公園、住宅などの生活環境の整備を図るとともに、分散する集落については都市の利便や機能が享受できるよう交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める。居住環境の向上と定住促進に努める。居住環境の向上と定住の促進に努める。 また、コミュニティ活動を推進し、地域共同社会の形成に努める。
住宅施策に係る事項	4. 生活環境の整備 (イ) 住宅 市営及び道営住宅は、平成27年度末現在の管理戸数774戸の内、27%程度が耐用年数の過半を経過しており、浴槽のない住宅も数多くあるなど建物の老朽化と併せて居住水準の低い住宅を抱えている。 本市では、平成26年度に「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、老朽住宅の建て替えと既存住宅の改善を行い、また、バリアフリーに対応した住宅の機能確保や周辺環境の整備に努める。 また、民間住宅においては、まちなか居住等推進計画（平成21年度策定）を包含した、住生活基本計画を平成25年度に策定し、より望ましい住宅の性能や住環境の向上及び、福祉施策やまちづくり施策との連携のとれた住宅施策の展開を図り、安全で安心して永く住める環境づくりに努める。 9. 集落の整備 本市の集落は、JR深川駅を中心に形成されている中心市街地、納内や音江、多度志など地区の拠点となっている市街地のほかは、周辺に農家が散在しており、農家は生産や生活の共同組織の範囲で基礎集落（町内会）を形成している。 近年、離農による戸数の減少や世帯の高齢化によって、集落の合併などが行われているが、集落を移転する状況にはない。 基幹となる集落については、下水道や公園、住宅などの生活環境施設の整備を図り、散在する集落については基礎的な生活環境施設の整備と都市の利便や機能が享受できるよう交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める必要がある。

住宅施策に係る事項 (つづき)	また、市民の日常生活圏が拡大するにつれ、生活意識や生活様式が変化し、地域社会における住民の連帯感は希薄になりつつあることから、地域のコミュニティ活動の活性化、他地域との交流などを促進していくことが求められている。 本市では、昭和 46 年に、納内地区がモデルコミュニティとして自治省の指定を受け、この波及効果によって現在、15 地区がコミュニティ活動を推進している。 今後も、積極的なコミュニティ活動を奨励するとともに、良好で魅力的な地域共同社会の形成に努める必要がある。 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 (ア) 移住・定住推進 人口の減少と高齢化の進展に伴い、特に地方では、産業の衰退や財政力の低下が懸念されるなど、今後も厳しい状況が見込まれる。このような現状から、人口の減少に歯止めをかけ地域の活性化を図る手段として、移住・定の推進は重要な施策の一つである。 この推進に当たっては、情報発信機能をさらに強化し、移住体験事業の充実、市民団体との連携による受入意識の醸成、空家等を活用した移住者用住宅の整備、移住後の生活支援など、移住・定住のための環境整備に努める必要がある。 (イ) 中心市街地活性化 中心市街地は、商業や文化施設などの都市機能が集積し、「まちの顔」として役割を担ってきた地域であるが、居住人口の減少や大型商業施設の郊外立地などにより、中心市街地の衰退が進んでいる状況にある。 このため、中心市街地の居住人口の増加を図るため、「まちなか居住推進」を図るほか、市民団体との連携により、空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、街のにぎわいを創出する事業を推進していく必要がある。
-----------------------------------	--

(3) 第八次深川市高齢者福祉計画・第七次深川市介護保険事業計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 30（2018）年 3 月策定 計画期間：平成 30 年度～32 年度
策定目的	高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進するため計画を策定。
理念、目標	【基本理念】 地域の絆を深め、ともに支え合い、ともに暮らし続けられるまちづくり
住宅施策に係る事項	＜ 8 生活環境の整備＞ ・ 住まい環境等の整備 利用しやすい住居・公共施設の整備 ・ 高齢者の安全対策 防火・防災対策

(4) 第3次深川市障がい者計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 26（2014）年 4 月策定 期間：平成 26 年度～平成 35 年度
策定目的	第 2 次深川市障がい者計画(後期)における「地域社会を構成するすべての人々が、等しく普通に生活できるようにする」というノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障がい者福祉制度の改革動向を踏まえ、障がいのある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、今後 10 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向と主要な施策を示す。
理念、目標	【目標】 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がいのある人となない人の地域の中での交流やまちづくり・地域づくりへの参加を進め、障がいの有無にかかわらず一人ひとりの市民が社会の一員としてその役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で「ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現」を目指す。 【基本的方向】 上記目標の実現や障がいのある人も地域の一員としてあらゆる社会活動に参加できる「完全参加と平等」に向け、1 地域で生活できる環境づくり 2 自立と社会参加の促進 3 バリアフリー（障壁除去）の促進に努める。
住宅施策に係る事項	＜Ⅶ 生活環境＞ 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり (1) 住まいの整備 (2) 福祉のまちづくりの推進

(5) 第5期深川市障がい福祉計画、第1期深川市障がい児童福祉計画

区分	概要
策定年次・期間	平成30年(2018年)3月策定 期間：平成30年度～平成32年度
策定目的	障がいのある人や児童が住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービス等の見込み量を定め、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する内容を定める。
理念、目標	【基本理念】 ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現
住宅施策に係る事項	＜第5期計画における数値目標設定＞ ・施設入所者の地域生活への移行

(6) 子ども・子育て支援事業計画

区分	概要
策定年次・期間	平成27年(2015年)3月策定 期間：平成27年度～平成31年度
策定目的	幼児期の教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの健やかな育成を図っていくため、計画期間内における子ども・子育て支援の取り組みを市民のニーズに応えながら実施・推進するため策定。
理念、目標	～出産・子育ての希望がかなうまち、ふかがわ～ 子どもの健やかな育ちと子育てを支え、将来を支える担い手育成の基礎づくりを社会全体で取り組むことが必要。 家庭を築き、子どもを生み育てる方々の希望がかなえられるような施策を展開。
住宅施策に係る事項	＜施策の目標⑥ 子育てを支援する生活環境の整備＞ ⑥－1 良好な居住環境の整備 子育て世代が快適に安心して生活できる住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努める。 また、深川市住生活基本計画に基づく「子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり」を推進する。

(7) 深川市公共施設等総合管理計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 28 (2016) 年 11 月策定 平成 28～37 年度
策定目的	限られた財源の中で、公共施設等の維持・更新など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。
基本方針	《長寿命化の推進》 適切な施設維持管理と、定期的な点検・計画的な修繕により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める。 《総量資産の適正化》 老朽化により施設等の維持管理が困難かつ活用が見込まれない場合には、統廃合及び除却などによる最適な配置を検討する。
住宅施策に係る事項	(1) 公共施設 ①新たな施設整備については、施設の性格、必要性及び運用コストを慎重に検討し、単独整備よりも施設の複合化・集約化を優先する。 ②新たな施設の設計には、市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい施設設計を行うなどの工夫をする。 ③施設の健全な状態を維持しながら長寿命化が図られるよう、施設の特性を考慮の上、計画的・予防的な修繕を実施し、ライフサイクルコストを縮減する。 ④PPP/PFI の活用については、現在、建築から運営まで一括して行う PFI の手法を取り入れる施設の想定はありませんが、新たな施設建設をする場合など、経済的及び効率的な施設の運営を目標に指定管理制度や PFI の活用など、民間のノウハウの活用について検討する。

(8) 深川市公営住宅等長寿命化計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 27 年 (2015) 3 月策定 期間：平成 27～36 年度
策定目的	今後における公営住宅の的確な供給と効果的な活用手法を定め、将来に向け効率的な更新とコスト削減を図る。
基本方針	(1) ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針 ・管理する公営住宅の整備・管理データを住棟単位で整理する。 ・公営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施する。 ・公営住宅の修繕履歴データを整備し、随時、履歴を確認できる仕組みを整理する。 (2) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針 ・予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図る。 ・仕様のグレードアップ等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図る。

基本方針 (つづき)	・修繕標準周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施に努める。 (3) 高齢者・障がい者、子育て世帯への支援の方針 ・多様な世帯に対するセーフティーネットとして、安全で安心して暮らせるよう住環境の形成に努める。 (4) まちづくりの観点からみた公営住宅ストックの方針 ・まちづくりなどの住生活関連施策との連携により、市民に利便性の高い住環境を提供するとともに、まちなかの活性化に寄与する公営住宅ストックの形成に努める。
住宅施策に係る事項	・公共賃貸住宅管理戸数（道営を含む） 平成 26 年度 776 戸→平成 36 年度 732 戸

(9) 深川市耐震改修促進計画

区分	概要
策定年次・期間	平成 21（2009）年 3 月策定 期間：平成 21 年度～
策定目的	昭和 56 年以前に建築された市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進し、今後想定される地震災害に対し市民の生命及び財産を守る。
理念、目標	・建築物被害を半減させるため、住宅の耐震化率の目標を 90%とする ・「多数の者が利用する民間建築物」の耐震化率：90% ・「市有建築物」の耐震化率：90%以上 ・「避難施設」の耐震化率：90%
住宅施策に係る事項	・リフォームにあわせた耐震改修の普及 ・安心して相談できる環境の整備 ・耐震診断・改修費用の助成

(10) 深川市バリアフリー基本構想

区分	概要
策定年次・期間	平成 28（2016）年 4 月策定 目標年次：平成 43（2031）年度
策定目的	ＪＲ深川駅や市立病院前バス停などの交通結節点と公共施設を結ぶ中心市街地を重点整備地区と定め、その施設間を結ぶ道路（特に歩道など）や市役所をはじめとする多数の市民が利用する建築物などのバリアフリー化を推進。重点整備地区を一体的かつ重点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的として、バリアフリー化の基本的事項を定める。
理念、基本方針	理念：誰もが快適に、誰もが安全安心に、暮らせる未来のまちづくり 基本方針： ①高齢者や身体の不自由な方などが安全・安心に活動できるまちづくり ②重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

理念、基本方針 (つづき)	③心のバリアフリーの促進 ④市民の参画と関係機関とが連携したまちづくりの推進 ⑤冬期間の積雪・凍結に対する配慮 ⑥バリアフリー事業における計画的・継続的なスパイラルアップ
住宅施策に係る事項	【重点整備地区の区域】 北はＪＲ函館本線と国道２３３号を越えたあたりから、東へ向かい市道一已７丁目線までの区間の市道蓬萊通線を境に、東は縦通りに市道一已７丁目線を含む。南は市道一已５丁目線までの道道旭川深川線沿線を含み、さらに市道一已５丁目線から西へ向かい、市道６丁目線までの市道公園通線を含んだ区間とし、西については、市立病院を含みながら道道旭川深川線までを北上し、その道道旭川深川線沿線を含んだ上、西へ向かい縦通りとして市道１１号線を含む、東西に細長い区域を重点整備地区エリア。 【実施する特定事業等】 ○公共交通特定事業 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で、具体的には旅客施設におけるバリアフリー化整備（エレベーターや多目的トイレ等）の整備、鉄軌道車両、バス、タクシーなどの車両のバリアフリー化、車内アナウンスの充実、福祉タクシーの増車などが挙げられる。 ○建築物特定事業 特別特定建築物（特定建築物を含む）において実施するエレベーター、障がい者用トイレ等の整備に関する事業。 ○道路特定事業 道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業。 ○交通安全特定事業 高齢者や障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、たとえば感應式信号機や音響式信号機、あるいは道路交通法でいう道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業。 ○その他の事業 特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業。

4章 前回計画の進捗状況

1 施策の進捗状況

前計画である「深川市住生活基本計画」は、平成 26 年 3 月に策定され、「快適な生活基盤の構築を目指した住宅・住環境の整備」の基本理念のもと、5つの基本目標を定めています。

住宅施策は5つの基本目標に対して展開しているとともに、3つの重点テーマを示しています。

基本目標	基本施策
①ライフスタイル などに応じた多 様な住まいの確 保や情報の確保	1-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり 1-2 子育て世代が安心して子育てできる、住まいづくり 1-3 自然を満喫し、ゆとりある戸建て住宅（持ち家）づくり 1-4 快適で利便性の高い、民間賃貸住宅づくり 1-5 空き地、空き家情報の提供
②バリアフリー、 省エネで寒さに 強く、安全安心 して居住できる 住宅の確保	2-1 生活基盤施設が整備され、安心して居住できる快適な住宅の整備 2-2 住み慣れた暮らしを継承していくための、既存住宅の改修 2-3 自然エネルギーなどを活用し、冬温かく快適な北国住宅の整備 2-4 地震、火災など災害に強い安全な住宅の整備 2-5 空き家の適切な維持管理と利用促進
③地域の暮らしに 根ざした、まち づくりに資する 住宅の確保	3-1 高齢者、障がい者にやさしいまちづくりとの連携 3-2 子どもや子育てを支援する、やさしいまちづくりとの連携 3-3 誰もが、いつまでも住み続けたいとなるまちづくりとの連携 3-4 集落地域の居住やコミュニティ形成との連携 3-5 地域の住宅関連産業との連携
④公営住宅の適正 戸数の確保、長 寿命化の推進	4-1 公営住宅の適正戸数の確保 4-2 公営住宅の長寿命化 4-3 公営住宅の個別改善事業による居住水準の向上
⑤まちなか居住の 推進	5-1 まちなかの活性化に寄与する住まいづくり 5-2 助成制度の活用による、住宅・住環境の整備 5-3 民間賃貸住宅・公的賃貸住宅建設促進
重点テーマ	1 住情報の提供と充実 2 まちづくりと連携した住環境の整備 3 公営住宅の長寿命化、居住水準の向上

目標 1. ライフスタイルなどに応じた多様な住まいの確保や情報の確保

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
1-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり	1 ユニバーサルデザインの住宅建設促進及びバリアフリー改修の推進	建築住宅課	住宅助成制度を実施。ユニバーサルデザインの住宅建設については、住宅持家促進助成の要件にある技術基準の一つとして実施している。バリアフリー改修の推進については、住宅バリアフリー改修助成を実施している。平成 26 年度からは 15 件の申請があった。	住宅助成制度はユニバーサルデザイン住宅及びバリアフリー改修推進に有効であるので今後も継続していく。
	2 老人ホーム、介護施設の確保	高齢者支援課	老人ホーム、介護施設として、特別養護老人ホーム 2 事業所、グループホーム 4 事業所、介護老人保健施設 1 事業所、介護療養型医療施設 1 事業所、サービス付高齢者向け住宅 1 事業所、ケアハウス 2 事業所、有料・軽費老人ホーム 2 事業所、生活支援ハウス 1 事業所が事業を実施している。	平成 30 年度に有料老人ホーム 1 事業所（定員 10 名）、平成 31 年度に地域密着型特別養護老人ホーム 1 事業所（定員 29 名）の開設を予定している。しかし、有料老人ホームの開設は流動的であり、事業形態を含め未確定である。
	3 グループホームの確保や居住支援の推進	高齢者支援課	グループホームは 4 事業所（7 ユニット 定員 63 名）が実施しているが、本年 7 月に休止中の 1 ユニット（定員 9 名）を開業し、全体で 8 ユニット（定員 72 名）が確保できる。 居住支援の推進は、高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が続けられるよう次の事業を実施している。 ①訪問介護（ヘルパー派遣）、②訪問入浴看護介護、③訪問看護、④定期巡回・随時対応型訪問看護、⑤通所介護（デイサービス）、⑥通所リハビリテーション、⑦短期入所生活・療養介護（ショートステイ）、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨福祉用具貸与・購入費支給、⑩介護用品支給、⑪住宅改修費支給など また、地域支援事業として、介護認定を受けていない方でもチェックリストにより事業対象者に該当すれば、訪問介護（ヘルパー派遣）、通所介護（デイサービス）などのサービスを提供できる。	グループホームは、休止中の 1 ユニット（定員 9 名）を計画より 2 年前倒しで開業することとなり、生活環境や身体的理由により在宅生活が困難となる方が安心して暮らせる場所を確保できた。 各種事業の普及・啓発、介護予防事業対象者の洗い出し（保健師による家庭訪問、民生委員等の関係機関との情報連携）
	4 高齢者・障がい者の居住に配慮した公的賃貸住宅の確保	建築住宅課	ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅（稲穂、あけぼの）を建設している。	今後もユニバーサルデザインに配慮した市営住宅を建設していく。
1-2 子育て世代が安心して子育てできる、住まいづくり	5 子育て世帯の住環境に対する悩み解消にむけた支援	子育て支援推進室	第 2 子以降が誕生したファミリー世帯を対象に、住み替えに対する家賃の助成事業を実施した。（H25～H27）	3 年間申請実績が無く平成 27 年度をもって廃止
	6 子育て世帯の居住を優先的に受け入れる公的賃貸住宅の確保	建築住宅課	道営住宅（北光中央）において就学前児童のいる世帯向けの子育て支援住宅を整備している。	入居期限を超えた後の入居替が課題。今後も北海道と連携して子育て支援住宅確保していく。
1-3 自然を満喫し、ゆとりある戸建て住宅（持ち家）づくり	7 持ち家住宅の新築を推進	建築住宅課	住宅持家促進助成を実施している。	持家建設の促進に大きく寄与している。今後も継続していく。
1-4 快適で利便性の高い、民間賃貸住宅づくり	8 民間賃貸住宅の建設促進	建築住宅課	サービス付き高齢者向け住宅については、国の支援により民間事業者で建設している。1 棟 100 戸建設。	今後も建設を促進するため情報提供をしていく。
	9 住宅利用者（居住者）への情報提供	建築住宅課	空き家・空き地バンクを実施。窓口での対応や HP を活用して情報提供をしている。	大変多くの利用があり有効に機能している。今後も継続していく。
1-5 空き地、空き家情報の提供	10 市のホームページによる住宅情報などの提供	建築住宅課	空き家・空き地バンクを実施。北海道版空き家バンクにも情報掲載している。窓口での対応や HP を活用して情報提供をしている。	大変多くの利用があり有効に機能している。今後も継続していく。

目標2. バリアフリー、省エネで寒さに強く、安全安心して居住できる住宅の確保

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
2-1 生活基盤施設が整備され、安心して居住できる快適な住宅の整備	11 水洗化の促進（水洗便所改造等資金融資）	上下水道課	水洗化工事などの際に、一時負担を軽くするための無利子による融資制度（融資対象条件や限度額あり） 平成26年度以降5件の融資を実施	水洗化率も約95%となり申請件数は減少しているが、住宅改造の際の一時負担を軽くするため、今後も継続していく。
	12 合併処理浄化槽の設置促進（個別排水処理施設整備事業）	上下水道課	公共下水道及び農業集落排水に接続できない区域における公共用水域の水質保全や快適で衛生的な生活環境を形成するために合併処理浄化槽の設置を進めている。 平成26年度以降29基を設置	個別排水処理施設整備事業の区域内において、合併処理浄化槽を未設置の家屋が多数存在するため、今後も継続していく。
2-2 住み慣れた暮らしを継承していくための、既存住宅の改修	13 住宅リフォームの推進	建築住宅課	住宅リフォーム助成を実施している。	居住環境の向上や定住の促進に寄与している。利用回数は1回限りとなっているため2回目助成の要望が多いので検討していきたい。今後も継続していきたい。
	14 住宅の日常的な点検、定期的な修繕の奨励	建築住宅課	ホームページ等で日常点検、定期修繕方法について情報を掲載している。	日常点検、定期修繕方法は長く住むために必要な情報であるため、今後も継続して情報提供していく。
	15 住宅修繕に対する地元建設業者の支援体制づくりの充実	建築住宅課	地元建設業者に技術講習会の案内を建築士会と連携して実施している。	今後も技術向上等のため、建築士会と連携して情報提供、学習機会の確保をしていく。
2-3 自然エネルギーなどを活用し、冬温かく快適な北国住宅の整備	16 長期優良住宅・低炭素住宅の建設促進	建築住宅課	住宅持家促進助成の要件にある技術基準の一つとして実施している。	助成要件とすることで建設の促進となっている。今後も継続していく。
	17 冬も快適な住宅づくりのための設計ポイントの紹介	建築住宅課	窓口で対応している。	今後も快適な住宅づくりのため、必要なアドバイスを行っていく。
	18 環境にやさしい住宅の建設促進（省エネ、環境共生、エコ）	建築住宅課	住宅持家促進助成の要件にある技術基準の一つとして実施している。	助成要件とすることで建設の促進となっている。今後も継続していく。
	19 住宅性能表示制度の活用奨励	建築住宅課	ホームページで紹介している。	今後も継続して住宅性能表示制度の活用奨励していく。
	20 北方型住宅の普及	建築住宅課	住宅持家促進助成の要件にある技術基準の一つとして実施している。	助成要件とすることで建設の促進となっている。今後も継続していく。
2-4 地震、火災など災害に強い安全な住宅の整備	21 耐震診断の推進	建築住宅課	木造住宅の無料耐震診断を実施している。	地震による被害を減らすため、今後も継続していく。
	22 耐震補強工事の促進	建築住宅課	住宅においては住宅耐震改修促進助成を実施している。平成26年度からは3件の申請があった。	地震に強い建築物を確保するため、今後も継続して促進していく。
	23 防火診断の推進	深川消防署	国の住宅防火基本方針に基づき住宅用火災警報器の設置促進。現在設置率93.7%	火災予防運動、単身高齢者訪問等により住宅用火災警報器の維持管理の徹底を図る。
2-5 空き家の適切な維持管理と利用促進	24 空き家の実態把握と利用促進	自治防災室 地域振興課 建築住宅課	管理不全な空き家について町内会等から連絡を受け、所有者に対し適切な管理をするよう指導等を行っている。 2年間にわたり市内の用途地域の戸建住宅、共同住宅、及び店舗等合計541件の現地調査を実施。そのうち14件を空き家・空き地バンクの登録につなげた。 利用促進として空き家・空き地バンクを実施している。窓口での対応やHPを活用して情報提供をしている。	今後も継続していく。 空き家に関する諸施策の基礎資料収集を目的として実施したものであることから、当面実施の予定はない。 大変多くの利用があり有効に機能している。今後も継続していく。
	25 空き家再生などの推進	建築住宅課	老朽空き家解体助成を実施している。	今年度からの制度なので結果を踏まえ検討していく。

目標3. 地域の暮らしに根ざした、まちづくりに資する住宅の確保

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
3-1 高齢者、障がい者にやさしいまちづくりとの連携	26 住宅改修制度の利用など	高齢者支援課 建築住宅課 健康福祉課	高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が続けられるよう手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修費用（限度額 20 万円）を支給する。 住宅バリアフリー改修助成を実施しバリアフリーを推進。平成 26 年度からは 15 件の申請があった。 深川市障がい者日常生活用具給付事業において、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修費（原則 1 回 20 万円）を支給しており、平成 26 年度から平成 29 年度まで 4 件の申請があった。	比較的軽度の方の利用度が高いサービスで、平成 29 年度は 119 件の実績があり、今後も増加する見込みであるため、実態確認など給付の適正化に努める。 専門知識が求められるため建築分野との連携を図る。 バリアフリーをすることにより生活の不便さを解消することができるため、今後も継続していく。 障がい者の住環境改善の一助となっていることから、今後も事業の周知を図り、継続していく。
	27 住宅相談窓口の設置	建築住宅課	建築住宅課を窓口として対応し実施している。	住宅建設、バリアフリー改修など必要な助言や専門機関を紹介するため、今後も継続していく。
	28 緊急通報システムの整備	高齢者支援課	単身高齢者、重度障害者などを対象とし、火災、救急ならびに事故等の緊急時の連絡体制を確立している。（設置件数 154 台）	現在の機器は製造から 10 年経過しており、メーカー保守対応が出来なくなるため、本年度から 2 年間で全件入れ替えを実施。
	29 福祉除雪サービス事業の促進	社会福祉課	深川振興公社が実施する門口等・家周り等除雪に補助	低所得の高齢世帯などの除雪に係る不安が解消された
	30 民間活力型（公的支援）賃貸住宅の供給促進	建築住宅課	サービス付き高齢者向け住宅については、国の支援により民間事業者で建設している。1 棟 100 戸建設。	今後も建設を促進するため情報提供をしていく。
3-2 子どもや子育てを支援する、やさしいまちづくりとの連携	5 子育て世帯の住環境に対する悩み解消にむけた支援（1-2 に再掲）	子育て支援推進室	第 2 子以降が誕生したファミリー世帯を対象に、住み替えに対する家賃の助成事業を実施した。（H25～H27）	3 年間申請実績が無く H27 をもって廃止
	6 子育て世帯の居住を優先的に受け入れる公的賃貸住宅の確保（1-2 に再掲）	建築住宅課	道営住宅（北光中央）で就学前児童のいる世帯向けの子育て支援住宅を整備している。1 棟 15 戸を子育て世帯向けとして整備。	入居期限を超えた後の入居替が課題。 今後も北海道と連携して子育て支援住宅確保していく。
	31 子育て世帯の住宅のミスマッチ対策	建築住宅課	検討中。	今後もミスマッチ改善に向けて検討していく。
3-3 誰もが、いつまでも住み続けたいまちづくりとの連携	32 緑豊かなまちづくりの推進	都市建設課	緑にする会によるオープンガーデンの実施。（29 年度より花苗代 5,000 円/件を助成、29 年度実績 16 件） 市民植樹祭の開催。（隔年開催、29 年度実績エソヤマザクラ 20 本を桜山に植樹） 緑にする会による学校・地域緑化助成の実施。（29 年度実績 学校：8 件、町内会：37 件）	今後も緑の基本計画に基づく各種施策を実施する。
	33 集会施設の地域活動の拠点としての活用	建築住宅課 子育て支援推進室	道営住宅（北光中央）に集会室を整備している。 北光中央団地集会室において、子育てサロン（週 3 回）を実施し、地域の親子の交流を図っている。	今後も活用していく。 今後も活用していく。
	34 市有地情報の提供	企画財政課	低価格分譲地（980 円）のほか、売却可能な市有地について、随時 HP で情報を公開している。	今後も継続していく。
	35 まちなか居住の推進	建築住宅課	住宅助成制度の中で「まちなか居住推進エリア」を設定し、助成額を優遇しまちなか居住をするよう誘導している。	まちなか居住推進エリアの検証必要。 今後も継続していく。
	36 融雪施設設置の支援（融雪施設設置資金融資）	都市建設課	融雪槽やロードヒーティングの設置費用に対し、融資額 75 万円を限度とする融資制度を実施している。（実績なし）	今後も制度を継続していく。

目標3. 地域の暮らしに根ざした、まちづくりに資する住宅の確保

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
3-3 誰もが、いつまでも住み続けたいまちづくりとの連携	37 市道・私道の除排雪費用の助成（除排雪助成事業）	都市建設課	町内会等が民間の除雪業者にお願いする市道や私道の除排雪を行なう経費に対し市が助成するもの。（29年度実績74件）	今後も制度を継続していく。
	38 住宅建設提案事業	地域振興課	市内住宅建設会社の協力を得て、移住者に対し住宅建設を提案することにより移住定住を促進。H28年度に1件提案を行い、建築・移住に至った。	今後も継続していく。
3-4 集落地域の居住やコミュニティ形成との連携	39 集落地域における市営住宅の適正管理	建築住宅課	公営住宅等長寿命化計画に基づき実施している。	適切に実施している。今後も継続していく。
	40 冬期間市街地居住の検討	建築住宅課	納内地域集落対策協議会において納内地域の将来ビジョンを検討している。	今後も連携して検討していく。
3-5 地域の住宅関連産業との連携	41 住宅関連産業、関連団体の活動の支援	建築住宅課	技術講習会の案内を建築士会と連携して実施している。	今後も継続していく。
	42 地域材の活用普及の促進	建築住宅課	道において道産材利用促進している。	今後においても道及び市農政課と連携して情報提供していく。

目標4. 公営住宅の適正戸数の確保、長寿命化の推進

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
4-1 公営住宅の適正戸数の確保	43 公営住宅等長寿命化計画の見直しと市営住宅の計画的な整備活用	建築住宅課	平成27年3月に計画の見直しを行い、計画的な整備を実施している。	今後建て替え、改善等で変更が生じれば随時見直しを検討する。
4-2 公営住宅の長寿命化	44 既存市営住宅の外壁屋根改修など、長寿命化の推進	建築住宅課	公営住宅等長寿命化計画に基づき実施。概ね計画に基づき改修を実施している。	市営住宅を長寿命化するため、今後も継続して住宅整備をしていく。
4-3 公営住宅の個別改善事業による居住水準の向上	45 既存住宅のユニットバス化など個別改善の推進	建築住宅課	公営住宅等長寿命化計画に基づき実施。概ね計画に基づき改修を実施している。	居住水準向上のため、今後も継続して個別改善をしていく。

目標5. まちなか居住の推進

方 針	主要施策	担当課	取組み状況	評価・今後の課題など
5-1 まちなかの活性化に寄与する住まいづくり	46 空き家の利用促進	建築住宅課	空き家・空き地バンクを実施している。窓口での対応やHPを活用して情報提供をしている。	大変多くの利用があり有効に機能している。今後も継続していく。
	35 まちなか居住の推進（3-3に再掲）	建築住宅課	住宅助成制度の中で「まちなか居住推進エリア」を設定し、助成額を優遇しまちなか居住をするよう誘導している。	まちなか居住推進エリアの検証必要。今後も継続していく。
5-2 助成制度の活用による、住宅・住環境の整備	47 住宅バリアフリー改修の推進	建築住宅課	住宅バリアフリー改修助成を実施しバリアフリーを推進。平成26年からは15件の申請があった	安心して居住できるよう、今後も継続して改修を推進していく。
	48 住宅リフォームの推進	建築住宅課	住宅リフォーム助成を実施している。	居住環境の向上や定住の促進に寄与している。利用回数は1回限りとなっているため2回目助成の要望が多いので検討していきたい。今後も継続していく。
	49 持ち家住宅の新築を推進	建築住宅課	住宅持家促進助成を実施している。	持家建設の促進に大きく寄与している。今後も継続していく。
5-3 民間賃貸住宅・公的賃貸住宅建設促進	50 良質な民間賃貸住宅確保への支援	建築住宅課	検討中。	引き続き検討していく。
	51 まちなか地区における公的賃貸住宅の可能性検討	建築住宅課	検討中。	引き続き検討していく。

2 住宅関連助成事業の実績

深川市では、前回住生活基本計画に基づき、地域の活性化に寄与する活力ある住宅・住環境づくりを促進するため、平成 21 年度より 4～7 つの助成制度を実施してきました。

まちなかについては、平成 21 年 12 月策定の「深川市まちなか居住等推進計画」において、まちなか居住推進エリアを定め、当該エリア内について、持家促進助成、バリアフリー改修、住宅リフォーム、老朽空き家解体、中古住宅取及びまちなか空き地活用促進の助成を加算するなど、優遇施策をとってきました。

H21～30 までの実績は、全体で助成件数 2,000 件、助成額 4 億 6,412 万円、工事契約額 89 億 7,828 万円、助成額に対する工事契約金額の割合は 19.3 倍、内まちなかエリア助成件数は 104 件（内新築 8 件）で、まちなか割合率 5.2%となっております。

図 4-1 まちなか居住推進エリア

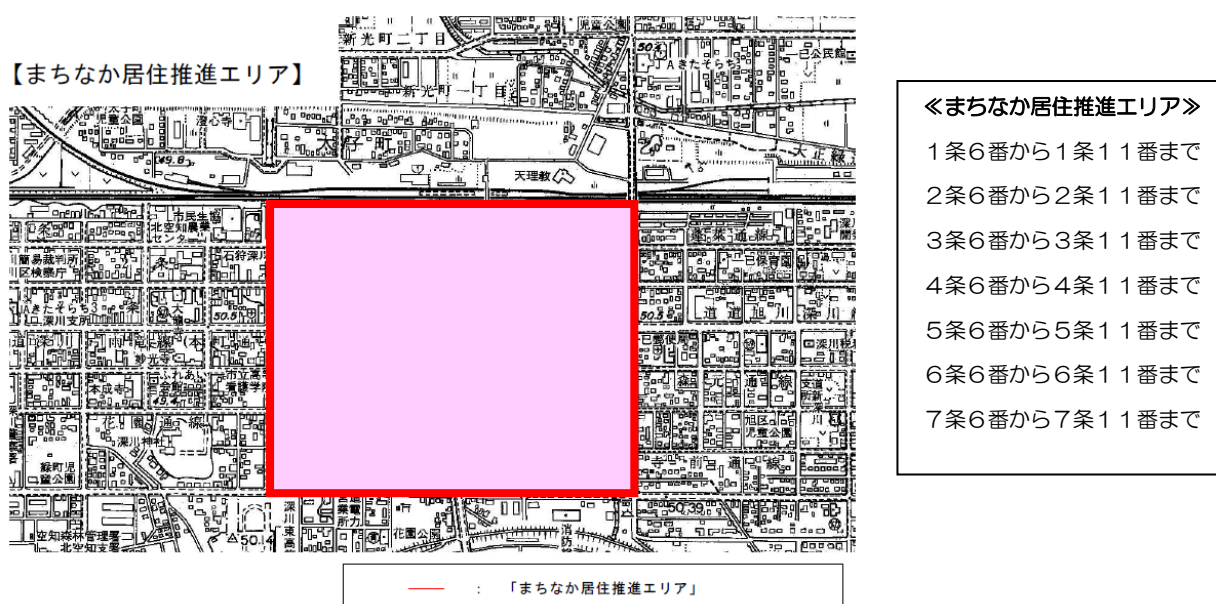


表 4-1 各助成制度の実績

(单位:件)

	持ち家	バリア フリー	耐震	リフォーム	取得 中古 住宅 リフォーム	空き 家解 体	中古 住宅 取得	空き地 活用	全体	まちなか	まちなか 割合 (%)	助成額 (千円)	契約額 (千円)
H21	27	16	0	105	－	－	－	－	148	7	4.73%	35,686	785,333
H22	23	21	2	115	－	－	－	－	161	8	4.97%	36,953	743,523
H23	21	15	0	－	－	－	－	－	36	1	2.78%	19,080	510,241
H24	27	18	4	167	－	－	－	－	216	10	4.63%	51,869	968,239
H25	34	15	3	227	－	－	－	－	279	18	6.45%	68,174	1,153,209
H26	18	9	1	272	－	－	－	－	300	11	3.67%	58,860	818,893
H27	20	4	1	210	－	－	－	－	235	10	4.26%	51,644	803,733
H28	31	1	1	190	1	－	－	－	224	15	6.70%	47,633	919,358
H29	39	1	0	163	0	－	－	－	203	12	5.91%	50,371	1,208,264
H30	25	1	0	157	－	9	5	1	198	12	6.06%	43,846	1,067,494
合計	265	101	12	1,606	1	9	5	1	2,000	104	5.20%	464,116	8,978,287

家を建てる・なおす・こわす

建物・土地を売る・買う

参考：住宅に係る助成制度の概要（平成30年度）

制度名	①住宅特家促進	②住宅バリアフリー改修	③住宅耐震改修促進	④住宅リフォーム	⑤老朽空き家解体	⑥中古住宅等取得	⑦まちなか空き地活用促進
制度目的	住宅（店舗等併用住宅含む）を新築する方に費用の一部を助成します	住宅のバリアフリー改修工事をする方に費用の一部を助成します	木造住宅の耐震改修工事をする方に費用の一部を助成します	住宅（店舗等併用住宅含む）のリフォーム工事をする方に費用の一部を助成します	老朽空き家（共同住宅、店舗等併用住宅含む）の解体費用の一部を助成します	中古住宅（店舗等併用住宅含む）及びその宅地を取得した方に費用の一部を助成します	まちなか居住推進エリア内で空き地の購入者が新築したとき、購入者・売却者それぞれの方に売買に係る費用の一部を助成します
区域	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	市全域	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	都市計画区域用途地域内（まちなか居住推進エリア内は加算有）	都市計画区域用途地域内＋公共下水道処理区域、産業集落排水処理区域（まちなか居住推進エリアは加算あり）	まちなか居住推進エリア
助成戸数 併用可能 制度	概ね22件 ⑤老朽空き家住宅解体 ⑦まちなか空き地活用促進	概ね10件 ③住宅耐震改修 ⑥中古住宅等取得	概ね5件 ②住宅バリアフリー改修または④住宅リフォーム助成 ⑥中古住宅等取得	概ね125件 ③住宅耐震改修促進 ⑥中古住宅等取得	概ね17件 ①住宅特家促進 ⑦まちなか空き地活用促進	概ね7件 ②住宅バリアフリー改修または④住宅リフォーム ③住宅耐震改修促進	概ね4件 ①住宅特家促進（購入者） ⑤老朽空き家解体（売却者）
助成内容	①助成額 市外業者で建設する場合 30万円以内 市内業者で建設する場合 100万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5 ②まちなか居住推進エリア内助成額 5/100を限度とします（店舗等併用住宅は住宅部分のみ助成対象となります）。 ③まちなか居住推進エリア内に建設する場合は①に100万円を加算 ・平成28年4月以降にまちなか居住推進エリア内に住宅又は併用住宅を新築した方に固定資産税の助成制度を実施しています（助成期間は5年間）	①助成額 20万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 ・介護保険及び障がい者給付事業併用時は支給対象工事費（～20万円）を超える住宅改修に適用	①助成額 30万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ・対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 ・介護保険及び障がい者給付事業併用時は支給対象工事費（～20万円）を超える住宅改修に適用	①助成額 20万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ・対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 （店舗等併用住宅は住宅部分のみ助成対象となります）	①助成額 30万円以内 ※売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 80万円以内 ・売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く）	①助成額 30万円以内 ※売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 80万円以内 ・売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く）	①助成額 50万円以内 ※土地契約金額の1/5を限度とします。 売却者：10万円以内 ※土地契約金額の1/20を限度とします。 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く）
助成要件	・市民又は深川市に定住する意思のあるもの ・住宅の新築（建売住宅可）で本人が居住する者 ・住宅金融支援機構のフラット35S住宅技術基準に適合すること（第三者機関による証明を受けること。認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・北の型住宅技術基準可） ・建設業法の許可を受けているものか施工 ・市内業者とは市内に事業所（本社又は支店等）のある法人	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・改修工事の種類：手摺の設置、段差解消、引戸への取替、床表面への滑り止め、便所・浴室の改良、階段の底の緩和、廊下の拡幅、移動補助機器の設置、その他バリアフリーに係る工事	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震診断の結果耐震性能を有しない住宅	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・住宅の屋根、壁面又は同一敷地内に設置する太陽光発電設備、ホームエレベーター、防犯用監視カメラ等の設置も対象となります	・戸建住宅、共同住宅、併用住宅であること ・個人が所有するもので、居住の用に供しない状態で6ヶ月以上経過したもの（新たに所有者が建物を早急に建設する場合は除く） ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること ・家財及び敷地の内、別棟の車庫、物置、庭木、門、塀は対象外とする ・まちなか居住推進エリア内については空き地利用意志の確認書の提出 ・市内に事業所のある法人で解体に必要な許可又は登録を受けているものが施工	・平成30年4月1日以降に市内の中古住宅及びその土地を売買により取得し移転登記を行い、その中古住宅で直ちに定住した方 ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・宅地建物取引業者の仲介によること ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・土地購入者本人が居住すること（共同住宅除く） ・住民票異動後6ヶ月以内の助成制度実施期間中に申請すること（共同住宅は建設し登記後） ○購入者の条件・・・165㎡（50坪）以上の土地を購入した方 ○売却者の条件・・・自己の所有であること	・平成30年4月1日以降に市内の中古住宅及びその土地を売買により取得し移転登記を行い、その中古住宅で直ちに定住した方 ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・宅地建物取引業者の仲介によること ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・土地購入者本人が居住すること（共同住宅除く） ・住民票異動後6ヶ月以内の助成制度実施期間中に申請すること（共同住宅は建設し登記後） ○購入者の条件・・・165㎡（50坪）以上の土地を購入した方 ○売却者の条件・・・自己の所有であること

5章 課題の整理

これまでの本市における住宅事情の特性、関連計画の位置づけ、前回計画の進捗状況を踏まえ、今後の住宅施策の展開へ向けた課題を整理します。

住宅事情の特性	関連計画の位置づけ	前回計画の進捗状況	課題
a 地勢、土地利用 ・北海道のほぼ中央に位置し、面積約 530 平方キロメートル、東西 22 キロメートル、南北 47 キロメートル。 ・市の北部から南に雨竜川が、南部には、北海道第一の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開ける平地に市街地と水田、畑が形成	都市計画マスタープラン 「コンパクトな市街地」の実現を目指し、既存市街地における住宅地整備を基本に、住宅地が無秩序に拡大しないよう規制誘導する。 過疎地域自立促進市町村計画 本市の集落は、JR 深川駅を中心に形成されている中心市街地、納内や音江、多度志など地区の拠点となっている市街地のほか、周辺に農家が散在しており、農家は生産や生活の共同組織の範囲で基礎集落（町内会）を形成している。近年、離農による戸数の減少や世帯の高齢化によって、集落の合併などが行われているが、集落を移転する状況にはない。基幹となる集落については、下水道や公園、住宅などの生活環境施設の整備を図り、散在する集落については基礎的な生活環境施設の整備と都市の利便や機能が享受できるよう交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める必要がある。		①コンパクトな市街地の実現 市街地地区ではよりコンパクトで利便性の高いまちなか居住を進めていく必要があります。 ②地域特性を活かしたまちづくり 市街地・農村市街地の歴史・風土を活かした住環境の形成が必要です。
b 気候 ・やや内陸的で北海道各都市の中では中ようを示し、四季の移り変わりを体感することができる。 ・平成 25～29 年の平年値で最高気温は 33.6℃、最低気温は -26.6℃で、年間の平均気温は 6.9℃。最深積雪は 138 cm。		・融雪施設設置資金融資を実施 ※実績なし ・除排雪助成事業 ※年間約 70 件 ・道において道産材利用促進している。	③自然環境に対応した良質な住宅の普及 市の気候風土に対応する住宅づくりが必要です。
c 人口・世帯数 ・人口は 2015（平成 27）年国勢調査で 21,909 人。1995（平成 7）年からの 20 年間で人口は 6,861 人、約 24%の減少。 ・国立社会保障・人口問題研究所の将来人口では、今後は減少が続き、2020（平成 32）年で 20,115 人、2025（平成 37）年で 18,293 人、2030（平成 42）年で 16,487 人と推計。 ・世帯数は 2015（平成 27）年国勢調査で 9,669 世帯です。2000（平成 12）年をピークに減少に転じており、20 年間（1995（平成 7）～2015（平成 27）年）の推移をみると 10%の減少。 d 新築住宅の供給 ・新築住宅の建設戸数は、直近の 10 年（2007（平成 19）～2016（平成 28）年度）で年平均 83.7 戸です。内訳をみると、持ち家が 43.1 戸、貸家が 39.4 戸。		・市内住宅建設会社の協力を得て、移住者に対し住宅建設を提案することにより移住定住を促進。H28 年度に 1 件提案を行い、建築・移住に至った。	④移住・定住対策 市民の定住を維持するとともに、移住・定住を考えている世帯が必要とする情報の提供や、居住環境の整備など、定住・移住対策が必要です。

住宅事情の特性	関連計画の位置づけ	前回計画の進捗状況	課題
e 年齢別人口 ・年齢別人口をみると、2015（平成27）年国勢調査で、年少人口 9.1%、生産年齢人口 51.5%、高齢人口 39.3%。全道、市部、空知管内と比較して、年少人口、生産年齢人口ともに割合が低く、高齢人口は高くなっており、推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少、高齢人口は増加傾向。 ・特に、高齢人口は総人口が減少する中、15 年間で 1.2 倍以上と急速に増加。 f 高齢者のいる世帯 ・一般世帯のうち、高齢者親族のいる世帯は 52.9%を占める。推移をみると、増加傾向であり、15 年間で約 1.2 倍に増加。 g 高齢者等の住宅事情 ・高齢者等のための設備が全くない住宅が 41.5%、持ち家が 33.6%であるのに対して、借家は 59.4%と多くの住宅が設備のない状況となっています。		・老人ホーム、介護施設として、特別養護老人ホーム 2 事業所、グループホーム 4 事業所、介護老人保健施設 1 事業所、介護療養型医療施設 1 事業所、サービス付高齢者向け住宅 1 事業所、ケアハウス 2 事業所、有料・軽費老人ホーム 2 事業所、生活支援ハウス 1 事業所が事業を実施している。 ・居住支援の推進は、高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が続けられるよう事業を実施している。 ・第 2 子以降が誕生したファミリー世帯を対象に、住み替えに対する家賃の助成事業を実施した。 ・道営住宅（北光中央）において就学前児童のいる世帯向けの子育て支援住宅を整備している。 ・サービス付き高齢者向け住宅については、国の支援により民間事業者で建設している。1 棟 100 戸建設。	⑤安心して子育てできる住宅・住環境の整備 少子化が進行しており、子育てを担う世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らすことができる住宅・住環境対策が必要です。 ⑥高齢者向け住宅の整備 高齢になっても既存住宅に安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化や、生活支援サービスなどハード・ソフトの両面での対策が必要です。
h 世帯特性 ・平均世帯人員は 2.27 人／世帯、縮小化が見られる。 ・家族類型別世帯構成比をみると、単独世帯 34.2%夫婦のみ世帯 29.7%、夫婦＋子世帯 19.7%。全道、市部、空知管内と比べると、夫婦のみの割合が最も高く、夫婦＋子世帯の割合が最も低い。推移をみると、単独世帯の割合が増加し、夫婦＋子世帯は減少。 i 持ち家取得の状況 ・持ち家取得の状況をみると、「注文住宅」（新築（建替を除く））が 46.1%、「建替」が 21.3%、「中古住宅を購入」が 14.0%。 j 住宅市場 ・借家の 1 ヶ月当たりの平均家賃は 33,296 円。札幌市と比べると住宅は 4 畳ほど広く、1 万 5 千円ほど安い。 ・住宅地の公示地価（都道府県地価調査）は平均 7,833 円／㎡。周辺市町と比較すると、旭川市、滝川市より低く、その他よりも高い。		・住宅持家促進助成を実施している。 ・低価格分譲地（980 円）のほか、売却可能な市有地について、随時 HP で情報を公開している。	⑦多様な住宅の供給 小規模世帯の増加や世帯特性の変化に対応し、ニーズの変化に沿った住宅の住み替えが容易に出来る環境の整備が必要です。 新築住宅促進のための住宅地の分譲や中古住宅の市場流通を促進するための環境整備など多様な住宅を供給することが求められています。

住宅事情の特性	関連計画の位置づけ	前回計画の進捗状況	課題
k 住宅数・空き家数 ・ 深川市の住宅数は 2013（平成 25）年現在で 11,780 戸であり、そのうち空き家は 1,850 戸、空家率は 15.7%です。 ・ 空家率は、全道と比較して高く、経年的にみても増加傾向にあります。 ・ 空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 72.4%で、市場に流通せず、長期にわたって不在であるなどの「その他の住宅」が約 1/4 を占めている。 ・ 住宅所有関係別世帯数は、持ち家 66.1%、公営借家 7.3%、民営借家 21.8%、給与住宅 3.7%、間借り 1.0%。全道、市部、空知管内と比較すると、持ち家率は最も高く、公営借家率は全道と同程度、民営借家率は空知管内の次に低い。		・ 空き家・空き地バンクを実施。窓口での対応やHPを活用して情報提供をしている。 ・ 平成 27 年度に空き家実態調査を行っている。2年間にわたり市内の用途地域の戸建住宅、共同住宅、及び店舗等合計 541 件の現地調査を実施。そのうち 14 件を空き家・空き地バンクの登録につなげた。 ・ 老朽空き家解体助成を実施している。	⑧空き家対策 空き家が適切に管理されるよう、市場への流通や活用、老朽空き家の解体など適切な空き家の対策が必要です。
l 住宅性能 ・ 既存住宅の構造別割合をみると、木造住宅が 88.4%。建築時期をみると、建築後約 40 年以上を経過している住宅が全体の 36.4%。 m 居住水準 ・ 最低居住面積水準達成状況は 97.2%、全道の 93.6%を上回る。民営借家が 88.7%と他に比べ低い。 ・ 誘導居住水準達成状況は 75.2%、全道の 64.3%を上回る。持ち家が 87.7%、借家は 46.7%。		・ ユニバーサルデザインの住宅建設については、住宅持家促進助成の要件にある技術基準の一つとして実施している。 ・ バリアフリー改修の推進については、住宅バリアフリー改修助成を実施している。 ・ ホームページ等で日常点検、定期修繕方法について情報を掲載している。 ・ 地元建設業者に技術講習会の案内を建築士会と連携して実施している。 ・ 木造住宅の無料耐震診断を実施している。	⑨既存住宅の耐震性能向上 住宅の耐震性向上を促す方策を継続するとともに、住宅の不燃化など防災性、環境配慮など住宅性能の向上を促す対策が必要です。
n まちなかの現状 ・ まちなか居住推進エリアの人口推移をみると、全市と同様に減少傾向にありますが、20 年間の減少率をみると、全市が 23.4%であるのに対し、まちなかは 45.0%とまちなかの減少率が全市のそれを大きく上回る。 ・ 世帯数は、20 年間の減少率は全市が 10.0%であるのに対し、まちなか居住推進エリアでは 30.4%。	都市計画マスタープラン 利便性の高い中心市街地においては、密度が高く、商業業務施設と混在した賑わいのある住宅地とし、主要幹線道路や幹線道路沿道の後背地は中層住宅地、市街地外延部周辺は、オープンスペースをゆとりとった低密度な住宅地とするなど、周囲の農業環境と調和のとれたメリハリある市街地形成を目指す。 過疎地域自立促進市町村計画 民間住宅においては、まちなか居住等推進計画（平成 21 年度策定）を包含した、住生活基本計画を平成 25 年度に策定し、より望ましい住宅の性能や住環境の向上及び、福祉施策やまちづくり施策との連携のとれた住宅施策の展開を図り、安全で安心して永く住める環境づくりに努める。	・ 住宅助成制度の中で「まちなか居住推進エリア」を設定し、助成額を優遇しまちなか居住をするよう誘導している。	⑩コンパクトな市街地の実現（再掲） 市街地地区ではよりコンパクトで利便性の高いまちなか居住を進めていく必要があります。

住宅事情の特性	関連計画の位置づけ	前回計画の進捗状況	課題
○市営住宅 ・平成30年度現在、深川市内には公営住宅が、15団地、89棟、778戸。内訳は、市営住宅が664戸85.3%、道営住宅が114戸14.7%。 ・市営住宅664戸の構造は、簡易耐火構造平屋建てが93戸、14.0%、簡易耐火構造2階建てが101戸、15.2%。耐火構造は470戸、70.8%を占め、過半が中層（3～5階建て）。 ・耐用年数の経過状況をみると29.2%が既に耐用年数の1／2を経過。10年後の平成35年には298戸、44.9%となる。 ・また、14.5%が既に耐用年数を経過。10年後の平成40年に114戸、17.2%となる。 ・入居率は、総戸数に対して83.3%、政策空き家を除く戸数に対して89.3%。 ・入居世帯のうち高齢世帯は63.8%。 ・世帯人員別世帯数は、「単身世帯」が45.2%、「2人世帯」、32.7%、「3人世帯」12.9%。	第5次総合計画 市営住宅は、市の人口・世帯数の動向、持ち家や民間借家の動向を踏まえ、将来の公営住宅需要を見極め、老朽・低水準の市営住宅建替、個別改善、維持保全、用途廃止など、長期的な視点を持って整備、効果的な活用に努める。 過疎地域自立促進市町村計画 市営及び道営住宅は、平成27年度末現在の管理戸数774戸の内、27%程度が耐用年数の過半を経過しており、浴槽のない住宅も数多くあるなど建物の老朽化と併せて居住水準の低い住宅を抱えている。 本市では、平成26年度に「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、老朽住宅の建て替えと既存住宅の改善を行い、また、バリアフリーに対応した住宅の機能確保や周辺環境の整備に努める。	・ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅（稲穂、あけぼの）を建設している。 ・公営住宅等長寿命化計画に基づき事業を実施。概ね計画通りに改修を実施している。	⑩市営住宅の効果的・効率的な整備の実施 老朽市営住宅の建替えや耐用年数の長い既存住宅に対する長寿命化改善など効果的・効率的な整備の実施が必要です。

6章 住宅施策の理念・基本目標

1 基本理念

深川市住生活基本計画は、総合計画の住宅部門の基本計画であり、深川市の住宅施策の指針を示す計画です。そのため、計画の理念は、第五次深川市総合計画がかかげる深川市の将来都市像と目標を共有するとともに、現行計画の基本理念、基本施策の主旨を継承するものとし、理念、目標を以下のとおり設定します。

本計画では、人口減少・少子高齢化の中、豊かな自然環境と緑あふれる自然のなか、市民誰もが安心・安全に、快適に暮らすことのできる住宅、住環境の創造とその実現を目指します。

—基本理念—

「快適な生活基盤の構築」を目指した
住宅・住環境の整備

2 基本目標

本市が抱える住宅・住環境に係る課題を踏まえ、3つの基本目標と、各目標それぞれについて、その実現のための基本施策及び個別施策を設定します。

これら基本施策の総合的な展開を通し、基本理念の達成を目指します。

＜基本目標1＞

居住者の視点

ライフスタイルなどに応じた多様な住まいの確保や情報の確保

＜基本目標2＞

住宅ストックの視点

バリアフリー、省エネで寒さに強く、安全安心して居住できる住宅の確保

＜基本目標3＞

産業・地域の視点

地域の暮らしに根ざした、まちづくりに資する住宅の確保

7章 住宅施策の方向性

本市の特性や住生活を取り巻く現状と課題を踏まえ、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資するよう、以下の8つの方向性を定め、取り組みを推進します。

課題	理念	基本目標	施策の方向性
安心して子育てできる住宅・住環境の整備・・・・・・・・⑤ 高齢者向け住宅の整備・・・・・・・・⑥ 市営住宅の効果的・効率的な整備の実施・・・・・・・・⑩	「快適な生活基盤の構築」を目指した住宅・住環境の整備	＜基本目標1＞ 居住者の視点 ライフスタイルなどに応じた多様な住まいの確保や情報の確保	1 子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり 2 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
自然環境に対応した良質な住宅の普及・・・・・・・・③ 移住・定住対策・④ 空き家対策・・・⑧ 既存住宅の耐震性能向上・・・・・・・・⑨		＜基本目標2＞ 住宅ストックの視点 バリアフリー、省エネで寒さに強く、安全安心して居住できる住宅の確保	4 自然エネルギーなどを活用し、冬温かく快適な北国住宅の整備 5 住み慣れた暮らしを継承していくための既存住宅の改修 6 空き家の適切な維持管理と情報の提供
コンパクトな市街地の実現・・・・・・・・① 地域特性を活かしたまちづくり・・・② 多様な住宅の供給⑦		＜基本目標3＞ 産業・地域の視点 地域の暮らしに根ざした、まちづくりに資する住宅の確保	7 地域の住宅関連産業との連携 8 まちなか・農村市街地など住み続けられる住環境の維持・向上

※課題の番号①～⑩は「5章 課題の整理」を参照。

1 子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり

市では人口減少が続き、2015（平成 27）年国勢調査で 21,909 人と 20 年間で 24%減少しています。そうした中、合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均）が 2014（平成 26）年には全国平均を超える値（深川市 1.48、全国 1.42）となる等、近年上昇傾向にあります。さらに安心して子育てできる住宅・住環境の整備が求められています。

また、市内では、道営住宅北光中央団地において、子育て支援公営住宅が供給されており、今後、こうした取り組みの広がりが期待されます。

基本 施策	○住宅に困窮する世帯で、就学前の子どものいる世帯を優先的に受け入れる公営住宅を北海道と連携し確保していきます（個別施策等 1）。 ○子育て世帯が狭小な住戸に居住しているミスマッチの改善対策として、戸建て住宅・賃貸住宅の情報を収集し、提供を行ない、住み替えなどの支援の可能性を検討していきます（個別施策等 2）。 ○子育て世帯が安心して居住できるよう支援策を検討していきます（個別施策等 3）。 ○集会施設、公営住宅の集会室などを市民のコミュニティ活動や子育て、高齢者福祉活動の拠点スペースとして位置づけ、適切な活用と維持管理を進めていきます（個別施策等 4）。		
	個別施策等		担当課
	1	子育て世帯の居住を優先的に受け入れる公的賃貸住宅の確保	建築住宅課
	2	子育て世帯の住宅のミスマッチ対策	建築住宅課
	3	子育て世帯の支援策の検討	建築住宅課
	4	集会施設の地域活動の拠点としての活用	建築住宅課 子育て支援推進室
			区分

子育て支援公営住宅（道営住宅であえ～る北光中央団地）

- ・ RC 造 5 階建て、3 棟 60 戸
- ・ うち 2LDK15 戸を子育て世帯向け住戸とした
- ・ 平成 19 年度に、北海道と深川市による「子育て支援住宅地域協議会」を設置し、整備に向けての具体的な検討を開始、平成 20～21 年に建設。
- ・ 子どもの成長に合わせた間取りを可能とするため、主寝室と個室を可動収納で仕切っている。
- ・ 集会所において、子育て支援事業「つどいの広場」を実施



可動収納による間仕切り



乳幼児を連れた親子が集う「つどいの広場」

2 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり

市の高齢人口率は 39.3%と全道、市部、空知管内と比較して高くなっており、推移をみると総人口が減少する中、15 年間で 1.2 倍以上と急速に増加しています。

一方、「手摺がある」「またぎやすい高さの浴槽」「廊下等が車椅子で通行可能」等の高齢者等のための設備的な環境が全くない住宅が 41.5%あり、持ち家が 33.6%であるのに対して、借家は 59.4%と多くの住宅が環境の整っていない状況となっています。

高齢になっても既存住宅に安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化や、生活支援サービスなどハード・ソフトの両面での対策が必要です。

基本 施策	○新築住宅や既存住宅において、高齢者・障がい者が在宅で安心して居住できるようユニバーサルデザインを取り入れた住宅建設の奨励や、バリアフリー改修を推進し、必要な情報・助言を提供していきます（個別施策等 5）。		
	○高齢者が介護が必要な状態になっても住みなれた地域で生活できるよう、老人ホームや介護施設などの居住施設の確保に努めます。また、障がい者が自立した生活ができるよう、グループホームの確保や居住支援に努めます（個別施策等 6, 7）。		
	○ユニバーサルデザインを取り入れた公的賃貸住宅を整備し、住宅に困窮している高齢者・障がい者が安心して居住できる住宅を確保していきます（個別施策等 8）。		
	○土地所有者、住宅建設事業者などが、高齢者などに対し、サービス付き高齢者住宅など、公的資金が投入された民間活力型（公的支援）賃貸住宅などの建設に係る必要な情報を提供していきます（個別施策等 9）。		
	○ひとり暮らしの身体病弱な高齢者や重度の障がい者の住宅への緊急通報システムの整備、冬期間の除雪が困難な高齢者や障がい者世帯など除雪に苦慮されている方の相談や問い合わせの窓口として除雪サービスセンターを設置し、そのうち低所得世帯を対象とした福祉除雪サービス事業等、高齢者、障がい者の住生活を支援していきます（個別施策等 10, 11）。		
個別施策等		担当課	区分
5	ユニバーサルデザインの住宅建設促進及びバリアフリー改修の推進	建築住宅課 高齢者支援課 健康福祉課	継続
6	老人ホーム、介護施設の確保	高齢者支援課	継続
7	グループホームの確保や居住支援の推進	高齢者支援課 健康福祉課	継続
8	高齢者・障がい者の居住に配慮した公的賃貸住宅の確保	建築住宅課	継続
9	サービス付き高齢者向け住宅の建設促進	建築住宅課	継続
10	緊急通報システムの整備	高齢者支援課	継続
11	生活安心除雪サービス事業の促進	都市建設課 社会福祉課	継続

3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

2018（平成30）年度現在、深川市内には市営住宅が、13団地、83棟、664戸あります（道営を含めると15団地、89棟、778戸）。現在、93戸（14.5％）が耐用年数を経過しており、老朽化した住宅の建替えが課題となっています。また、ストック重視の視点のもと、既存住宅については、計画的な改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組むことが求められています。

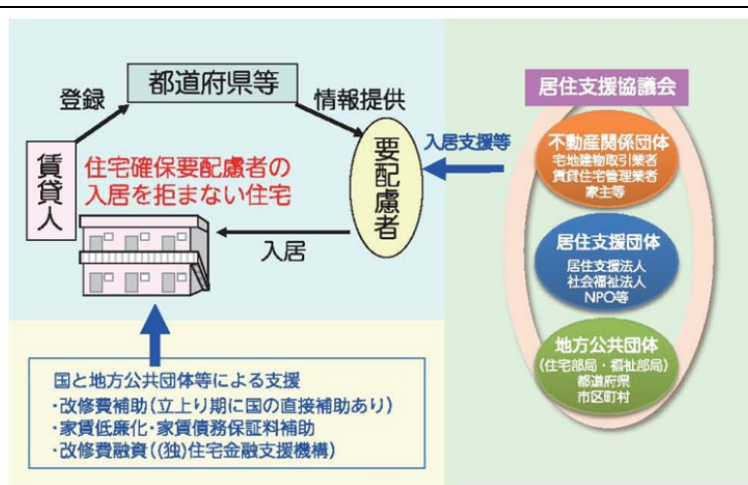
国は、高齢者世帯や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の需要に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を創設したところです。当制度は、住宅確保要配慮者向けの住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行うとともに、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための活動への支援を行うものです。本市においても、新たな制度を活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るための検討が必要です。

基本 施策	○公営住宅等の長期的な必要戸数、利活用、整備方針を定める「公営住宅等長寿命化計画」を見直し、市営住宅の必要戸数の検討、計画的な用途廃止、建替え、改善、修繕を体系的に推進していきます（個別施策等 12, 13, 14）。		
	○新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者世帯や子育て世帯などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居する際の支援策を検討します（個別施策等 15）。		
	○良質な民間賃貸住宅の供給の促進及び定住促進を図るため、一定の性能基準を満たす民間賃貸住宅などの建設に対し、支援策などを検討していきます（個別施策等 16）。		
	個別施策等	担当課	区分
12	公営住宅等長寿命化計画の見直しと市営住宅の計画的な整備活用	建築住宅課	継続
13	既存市営住宅の外壁屋根改修など、長寿命化の推進	建築住宅課	継続
14	既存住宅のユニットバス化など個別改善の推進	建築住宅課	継続
15	新たな住宅セーフティネット制度の検討	建築住宅課	新規
16	良質な民間賃貸住宅確保への支援策の検討	建築住宅課	継続

新たな住宅セーフティネット制度

国では、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の居住確保に向けて、民間賃貸や空き家を活用した賃貸住宅として都道府県に登録する新たな住宅セーフティネット制度を2017（平成29）年2月に閣議決定、4月に法律を成立させました。

この制度では、住宅確保要配慮者向けの住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行うとともに、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための活動などを行うことが規定されています。



新たな住宅セーフティネット制度のイメージ

4 自然エネルギーなどを活用し、冬温かく快適な北国住宅の整備

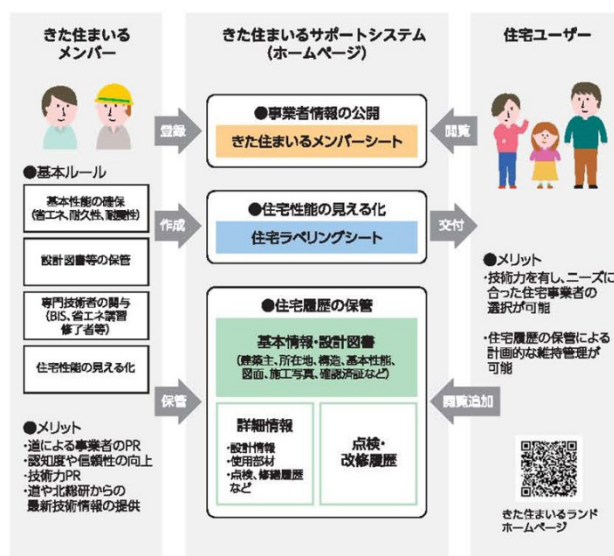
市の気候は、やや内陸的で四季の移り変わりを体感することができる一方、平成25～29年の平年値で最高気温は33.6℃、最低気温は-26.6℃で、年間の平均気温は6.9℃、最深積雪は138cmと、積雪寒冷の気候風土に対応する住宅づくりが必要です。

基本施策	○長期にわたり良好な状態で使用できる住宅や低炭素社会に資する住宅の建設を促進するとともに、住宅の断熱性能の向上や、環境負荷低減、太陽光発電など自然エネルギーを活用した環境にやさしい住宅の建設や改修を促進していきます（個別施策等17,18）。 ○北海道のきた住まいる制度について、窓口でのパンフレット配布などで制度紹介等の情報発信を進め、質の高い住宅の普及に取り組みます（個別施策等19）。 ○定住やまちなか居住推進を図るため、持ち家の建設を推進していきます。（まちなか居住推進エリア内助成加算あり）（個別施策等20） ○融雪施設設置費用の融資、町内会などの関係住民団体が、シーズン契約で民間業者に委託する市道・私道の除排雪費用の一部助成等、冬の快適な生活環境の確保を支援します（個別施策等21,22）。 ○道路幅員などの市道認定基準を緩和するとともに、その基準を満たすための私道拡幅に係る費用の助成や基準に満たない私道に対する助成事業を拡大していきます（個別施策等23）。		
	個別施策等		担当課
	17	長期優良住宅・低炭素住宅の建設促進	建築住宅課
	18	環境にやさしい住宅の建設促進（省エネ、環境共生、エコ）	建築住宅課
	19	きた住まいる住宅の普及	建築住宅課
	20	持ち家住宅の新築を推進	建築住宅課
	21	融雪施設設置の支援（融雪施設設置資金融資）	都市建設課
	22	市道・私道の除排雪費用の助成（除排雪助成事業）	都市建設課
	23	私道から市道への認定促進（狭あい私道用地拡幅事業助成・道路整備事業助成）	都市建築課
			区分

きた住まいる制度の仕組み

道民が良質な住宅を安心して取得し、維持管理できる環境づくりを目指し、住宅の基本性能の確保や設計図書等の保管といった、一定の要件を満たした良質な家づくりを行う住宅事業者（きた住まいるメンバー）を道が登録し、その情報を消費者へわかりやすく表示する制度です。

安心で良質な家づくりに向け、住宅取得のための事業者選びから、維持管理、将来のリフォームや住み替えまでの一連の流れの中で、「きた住まいる」制度を活用することができます。



5 住み慣れた暮らしを継承していくための既存住宅の改修

市の既存住宅の構造別割合をみると木造住宅が 88.4%を占め、建築時期をみると、1980（昭和 55）年までの住宅が建築後約 40 年以上を経過し、全体の 36.4%となっています。

住宅の耐震性向上を促す方策を継続するとともに、住宅の不燃化など防災性、環境配慮など住宅性能の向上を促す対策が必要です。

基本 施策	○既存住宅の模様替え、外壁屋根の改修などリフォームを推進し、居住環境の向上や定住の促進を図っていきます（個別施策等 24, 25, 26）。 ○住宅の耐震性や、減災、防災意識の向上など、地震による被害を減らすために必要な対策の助言や耐震診断の推進を行っていきます（個別施策等 27）。 ○既存住宅の水洗化工事等に対する資金融資、公共下水道及び農業集落排水処理区域以外の地域における家庭用の合併処理浄化槽の設置促進等、生活環境の改善や公共用水域の保全を図ります（個別施策等 28, 29）。		
	個別施策等	担当課	区分
24	住宅リフォームの推進・住宅改修制度の促進	高齢者支援課 建築住宅課	継続
25	住宅の日常的な点検、定期的な修繕の奨励	建築住宅課	継続
26	住宅修繕に対する地元建設業者の支援体制づくりの充実	建築住宅課	継続
27	耐震診断・耐震補強工事の促進	建築住宅課	継続
28	水洗化の促進（水洗便所改造等資金融資）	上下水道課	継続
29	合併処理浄化槽の設置促進（個別排水処理施設整備事業）	上下水道課	継続



6 空き家の適切な維持管理と情報の提供

市では、人口減少や既存住宅の老朽化に伴い空き家が増加してきており、空き家率は全道平均を上回る水準で推移してきています。空き家は、適切に管理されていないことにより、安全性の低下、公衆衛生の悪化など地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす場合もあることから、空き家が適切に管理されるよう、市場への流通や活用、空き家の解体など適切な対策が必要です。

また、空き家情報を含め、移住・定住を考えている世帯が必要とする情報の提供や相談体制の構築が求められています。

基本 施策	○空き家の実態を把握し、所有者等の意向も踏まえ、利活用を促進するとともに、利活用出来ない建築物については、環境悪化を防ぐため、適正な維持管理や除却などの推進を行っていきます（個別施策等 30、31）。 ○市のホームページを活用し、民間の戸建て住宅、アパート及び空き地の物件情報を提供していきます（個別施策等 32、33、34）。 ○住宅建設、バリアフリー改修、耐震改修、防寒、雪害対策工事などの相談に対し、必要な助言や専門機関を紹介していきます（個別施策等 35）。		
	個別施策等	担当課	区分
	30 空き家の実態把握と利用促進	自治防災室 地域振興課 建築住宅課	継続
	31 空き家解体などの推進	自治防災室 建築住宅課	新規・継続
	32 市のホームページ（空き家・空き地バンク）による情報提供	建築住宅課	継続
	33 住宅利用者（居住者）への情報提供	建築住宅課	継続
	34 市有地情報の提供	企画財政課	継続
	35 住宅相談窓口の設置	建築住宅課	継続



7 地域の住宅関連産業との連携

新築住宅の着工は長期に渡り停滞しており、新築住宅促進のための住宅地の分譲や中古住宅の市場流通を促進するための環境整備など多様な住宅を供給することが求められています。

住宅関連事業者は、地域の経済や雇用を支える重要な役割を担っており、地域の住宅関連産業の振興や活性化に向け、技術力向上や北海道産材の活用等、地域に密着した取り組みを促進する必要があります。

基本 施策	○住宅関連業界が行う講習会、活動に対し、情報の提供、広報などを行い、技術力向上を支援していきます（個別施策等 36）。		
	○北海道産材使用への普及啓発を進め、地域の住宅産業の活性化を促進していきます（個別施策等 37）。		
	○深川市への移住や定住を希望する方が住宅を新築する場合、安心して建設できるよう、市がきめ細やかにお手伝いする事業を行っていきます（個別施策等 38）。		
	個別施策等	担当課	区分
36	住宅関連産業、関連団体の活動の支援	建築住宅課	継続
37	地域材の活用普及の促進	農政課 建築住宅課	継続
38	住宅建設提案事業	地域振興課	継続



8 まちなか・農村市街地など住み続けられる住環境の維持・向上

市街地の利便性向上や暮らしの充実を図り、高齢者などのいわゆる交通弱者の人達が徒歩で手軽に買い物に行ける、住民にとって住みやすいコンパクトで賑わいあふれるまちの構築が求められています。

また、農村市街地においては、居住人口の減少や高齢化の進展により除雪や清掃など住民が行う住環境の維持や管理に支障が生じる状況も顕在化しつつあり、地域の住環境の維持・向上に向けた取り組みが求められます。

基本施策	○市街地の利便性や安全・安心・賑わいなどの暮らしの充実を図るため、まちなか居住を推進していきます（個別施策等 39）。 ○住生活の利便性が高いまちなかにおける公的賃貸住宅の建設について、長期的視点から検討していきます（個別施策等 40）。 ○深川市を緑豊かで潤いある都市としていくため、公園緑地施策の指針を示す「深川市緑の基本計画」に基づき、公共施設の緑化を推進し、あわせて住宅地の緑化を促進していきます（個別施策等 41）。 ○農村市街地の住宅需要と市営住宅の役割を踏まえつつ、長期的視点に立ち、既存市営住宅の適切な維持管理、活用を進めていきます（個別施策等 42）。 ○農村市街地については、住み続けられることが可能な住環境の整備について検討します（個別施策 43）。		
	個別施策等		担当課
	39	まちなか居住の推進（まちなか居住推進エリアの助成加算）	建築住宅課
	40	まちなか地区における公的賃貸住宅の建設検討	建築住宅課
	41	緑豊かなまちづくりの推進	都市建設課
	42	農村市街地における市営住宅の適正管理	建築住宅課
	43	農村市街地における住み続けられる住環境整備の検討	建築住宅課
			区分
			新規・継続
			継続
			継続
			継続
			継続

参考：まちなか居住の推進について

○今後の方向性

中心部における居住人口の減少及び空き地や空き家の増加により空洞化が進んでおり、早急な活性化対策が求められています。

高齢者や子どもを含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、コンパクトで賑わいあふれるまちを構築し、「住みたい、住み続けたい」と住民に感じてもらえるよう、効果的な取り組みを進め、中心市街地活性化にかかる各施策と連携を図り『まちなか』に賑わいを取り戻していくことを目指します。

○まちなか居住推進エリア

平成 21 年 12 月策定の「まちなか居住等推進計画」で設定しました区域を、今後も空洞化を抑えるため重点的に住宅供給を推進する地区として継続してまちなか居住推進エリアとします（P52 図 4-1 参照）。

このエリアは、中心市街地の活性化のための諸施策や諸事業との連携を図り、一体的な推進を目指すため、都市計画上の商業地域、近隣商業地域、都市計画マスタープランに位置付けられている中心市街地再生プロジェクトの範囲、中心市街地の 4 商店街の地域及び中心市街地活性化事業報告書（商工会議所）を考慮し、位置的にも市街地のほぼ中心の『プラザ深川』を中心に歩いて行動できる範囲を区域としました。

参考資料

1 策定体制

深川市訓令第28号

庁中一般

深川市住生活基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年5月9日

深川市長 山下 貴史

深川市住生活基本計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 深川市の地域の特性に応じた中長期的な住宅政策の目標及び基本的な施策の展開方向を、体系的、総合的に推進するための指針となる住生活基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、深川市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は基本計画を策定するため、次の事項について立案する。

- (1) 基本的な住宅政策に関すること。
- (2) 住宅政策の目標に関すること。
- (3) 公営住宅長寿命化計画の基本方針に関すること。
- (4) 民間賃貸住宅供給の在り方に関すること。
- (5) その他住宅政策の推進に必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は別表1に掲げる構成員で組織する。

2 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長を、副委員長には建設水道部長をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(作業部会)

第6条 委員会の審議の円滑化を図るため、委員長は住宅担当部局及び関係部局の職員等によって構成される作業部会を設置し、庁内調整にあたらせる。

2 作業部会は別表2に掲げる構成員で組織する。

3 作業部会に座長を置く。

4 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

5 座長が必要と認める場合においては、新たに構成員を選任できる。

(協力委員)

第7条 委員長は必要に応じて関係者を協力委員として指名し、委員会又は作業部会に参加させることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設水道部建築住宅課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、委員会の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年5月9日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

役 職	職 名
委 員 長 副委員長 委 員	副市長
	深川市町内会連合会連絡協議会
	深川市シルバークラブ連合会
	深川市障がい者ネットワーク協会
	深川市子ども会育成連合会
	深川市都市計画審議会
	深川商工会議所
	(一社)北海道建築士会北空知支部
	宅建協会深川地方協会
	(公募)
	(公募)
	企画総務部長
	市民福祉部長
	経済・地域振興部長
	建設水道部長

別表2 (第6条関係)

役 職	職 名
委 員 座 長	企画財政課長
	自治防災室長
	子育て支援推進室長
	高齢者支援課長
	健康福祉課長
	地域振興課長
	商工労政課長
	都市建設課長
	上下水道課長
	建設水道部次長

別表 1

住生活基本計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

役 職	職 名	氏 名
委 員 長 副委員長 委 員	副市長	平山 泰樹
	深川市町内会連合会連絡協議会	三浦 敦吉
	深川市シルバークラブ連合会	正田 貞雄
	深川市障がい者ネットワーク協会	菊池 実
	深川市子ども会育成連合会	増永 さゆり
	深川市都市計画審議会	長谷川 五織
	深川商工会議所	小川 広見
	(一社)北海道建築士会北空知支部	妻神 卓八
	宅建協会深川地方協会	須田 和志
	公募委員	西村 武彦
	企画総務部長	吉村 理明
	市民福祉部長	安田 浩人
	経済・地域振興部長	伊藤 久人
	建設水道部長	天羽 真司

別表 2

住生活基本計画策定作業部会名簿

(順不同、敬称略)

役 職	職 名	氏 名
委 員 座 長	企画財政課長	三浦 浩二
	自治防災室長	吉田 健一
	子育て支援推進室長	高瀬 真弓
	高齢者支援課長	小倉 浩道
	健康福祉課長	米澤 弘美
	地域振興課長	宮森 栄治
	商工労政課長	中村 照美
	都市建設課長	小林 辰也
	上下水道課長	赤川 勝司
	建設水道部次長	井原 淳

住生活基本計画策定協力委員名簿

職 名	氏 名
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課主幹	佐藤 博司
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係長	野々村 泰介
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係専門主任	山端 登志雄

住生活基本計画策定事務局名簿

職 名	氏 名
建設水道部 建設水道部次長	井原 淳
建築住宅課 主幹	小林 邦幸
建築住宅課 課長補佐	中落 直樹
建築住宅課 建築係長	星野 樹里
建築住宅課 主査	舘岡 英司
委託コンサルタント（㈱まちづくり計画設計）代表取締役	佐藤 邦昭

2 策定経緯

日程		会議名	議案
平成 30 年	5 月 2 日	第 1 回事務局会議	・ 策定方法とスケジュール
	5 月 28 日	第 1 回作業部会	・ 委員会設置等について ・ 計画の目的、取り進め方について ・ 計画の基本施策の検証について
	6 月 22 日	第 2 回事務局会議	・ 住宅事情の特性と課題
	7 月 11 日	第 2 回作業部会	・ 深川市の住宅事情の特性 ・ 関連計画の位置づけ ・ 前回計画の進捗状況 ・ 課題の整理
	7 月 19 日	第 1 回策定委員会	・ 計画の目的について ・ 深川市の住宅事情の特性 ・ 関連計画の位置づけ ・ 前回計画の進捗状況 ・ 課題の整理
	8 月 30 日	第 3 回事務局会議	・ 住宅施策の目標・方向性について
	9 月 11 日	第 3 回作業部会	・ 住宅施策の理念・基本目標について ・ 住宅施策の方向性について
	9 月 27 日	第 2 回策定委員会	・ 住宅施策の理念・基本目標について ・ 住宅施策の方向性について
	10 月 12 日	第 4 回事務局会議	・ 計画素案の検討
	10 月 25 日	第 4 回作業部会	・ 深川市住生活基本計画素案について
	11 月 6 日	第 3 回策定委員会	・ 深川市住生活基本計画素案について
	11 月 26 日 ～12 月 25 日	パブリックコメント	・ 深川市住生活基本計画素案に対する 意見募集
平成 31 年	1 月 17 日	第 5 回作業部会	・ 深川市住生活基本計画(案)について
	2 月 5 日	第 4 回策定委員会	・ 深川市住生活基本計画(案)について

深川市住生活基本計画

平成 31 年（2019 年）3 月

発 行 深川市

編 集 深川市 建設水道部 建築住宅課

〒074-8650 北海道深川市 2 条 17 番 17 号

TEL (0164) 26-2323 (直通)

FAX (0164) 22-2460 (直通)

H P <http://www.city.fukagawa.lg.jp/>

mail to :kenchiku@city.fukagawa.lg.jp